

平成 23 年 第 3 回

三重県議会定例会会議録

(9 月 29 日)
(第 5 号)

第 5 号
9 月 29 日

平成23年第3回

三重県議会定例会会議録

第5号

平成23年9月29日（木曜日）

議事日程（第5号）

平成23年9月29日（木）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第2 議案第22号及び議案第23号
〔委員長報告、採決〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第22号及び議案第23号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	51名		
1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博
7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄

9	番	東	豊
10	番	中 西	勇
11	番	濱 井	初 男
12	番	吉 川	新
13	番	長 田	隆 尚
14	番	津 村	衛
15	番	森 野	真 治
16	番	水 谷	正 美
17	番	杉 本	熊 野
18	番	中 村	欣一郎
19	番	小 野	欽 市
20	番	村 林	聰 人
21	番	小 林	正 介
22	番	奥 野	英 康
23	番	中 川	智 宜
24	番	今 井	健 一
25	番	藤 田	三千宣
26	番	後 藤	健 司
27	番	辻 井	昭 義
28	番	笹 垣	裕 之
29	番	稻 川	直 人
30	番	北 川	富 男
31	番	館 部	健 児
32	番	服 田	年 規
33	番	津 嶋	真 人
34	番	中 嶋	謙 順
35	番	竹 上	
36	番	青 木	

37	番	中 森	博 文
38	番	前 野	和 美
39	番	水 谷	隆
40	番	日 沖	正 信
41	番	前 田	剛 志
43	番	舟 橋	裕 幸
44	番	三 谷	哲 央
45	番	中 村	進 一
46	番	岩 田	隆 嘉
47	番	貝 増	吉 郎
48	番	山 本	勝
49	番	永 田	正 巳
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏 一
書 記 (事務局次長)	神 戸	保 幸
書 記 (議事課長)	原 田	孝 夫
書 記 (企画法務課長)	野 口	幸 彦
書 記 (議事課副課長)	山 本	秀 典
書 記 (議事課主査)	平 井	靖 士
書 記 (議事課主査)	坂 井	哲

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
-----	---------

副 知 事
副 知 事
政 策 部 長
総 務 部 長
防災危機管理部長
生活・文化部長
健康福祉部長
環境森林部長
農水商工部長
県土整備部長
政 策 部 理 事
政策部東紀州対策局長
政 策 部 理 事
健康福祉部理事
健康福祉部こども局長
環境森林部理事
農水商工部理事
農水商工部観光局長
県土整備部理事
企 業 庁 長
病院事業庁長
会計管理者兼出納局長

教育委員会委員長
教 育 長

公安委員会委員長
警 察 本 部 長

安 田 敏 春
江 畑 賢 治
小 林 清 人
植 田 隆
大 林 清
北 岡 寛 之
山 口 和 夫
辰 己 清 和
渡 邊 信一郎
北 川 貴 志
梶 田 郁 郎
小 林 潔
藤 本 和 弘
稲 垣 清 文
太 田 栄 子
岡 本 道 和
山 川 進
長 野 守
廣 田 実
東 地 隆 司
南 清
山 本 浩 和

清 水 明
真 伏 秀 樹

西 本 健 郎
斉 藤 実

代表監査委員 植田 十志夫
監査委員事務局長 長谷川 智雄

人事委員会委員 楠井 嘉行
人事委員会事務局長 堀木 稔生

選挙管理委員会委員長 浅尾 光弘

労働委員会事務局長 小林 正夫

午前10時1分開議

開 議

議長（山本教和） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

議長（山本教和） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

去る9月27日、政策総務常任委員会及び予算決算常任委員会に付託いたしました議案第22号及び議案第23号について、審査報告書が所管の常任委員長からそれぞれ提出されました。

以上で報告を終わります。

政策総務常任委員会審査報告書

議案番号	件名
23	工事請負契約の変更について（三重県伊勢庁舎本館等建築工事）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成23年9月27日

三重県議会議長 山本 教和 様

政策総務常任委員長 中森 博文

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件名
22	平成23年度三重県一般会計補正予算（第7号）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成23年9月27日

三重県議会議長 山本 教和 様

予算決算常任委員長 岩田 隆嘉

質 問

議長（山本教和） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。21番 小林正人議員。

〔21番 小林正人議員登壇・拍手〕

21番（小林正人） 皆さん、おはようございます。自民みらい、鈴鹿市選出の小林正人でございます。

1年ぶりに質問をさせていただくわけですが、改めてこの壇上に立たせていただきまして、鈴木知事、改めて見させていただくと、体格もともかく、その仕事ぶり、非常に成長したなという本当の思いがいたします。また、鈴木知事とは同じ鈴鹿市出身ということで、兄弟のようにおつき合いをさせていただいてました。その中で、最近、ちょっと知事の仕事ぶりからして私との距離がだんだん離れていっておるような気がいたしまして、地元のほうでもできの悪い兄、できのいい弟とうわさされないように、今日は一生懸命頑張って質問させていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、県内産業の振興でございます。とりわけ優良企業等の誘致についてでございます。

この三重県は、これまで比較的、全国的に見ましても、県内産業は製造業を中心にその出荷額等は上位に位置しており、他県と比べ、安定をしておりました。しかしながら、約2年半前のリーマンショック世界同時不況以降、その勢いは製造業に限らず、すべての県内産業にダメージを与え、雇用率や完全失業者数を見ましても、若干の回復は見られるものの、まさに現在も負の連鎖が続いておるような状況であります。

このような現状は、リーマンだけではなく、高齢化等による労働力不足の問題、海外からの安価での労働力導入や逆に企業の海外流出といった問題、さらには3・11の大震災のような自然災害の影響等、いろいろな要素が重なって起こっているということは既に御承知のことと思います。

この4月に新しい知事が誕生し、景気回復や雇用、県内定住者の増加等を積極的に考えておられる今、まさに企業誘致や、あるいは観光による誘客増進等を推進することが地域産業の振興につながるチャンスではと考えます。

一方、県内各所には多くの工場団地がありますが、いまだ企業誘致がされず、放置されたままのところが多く見受けられます。このことは近々において知事自らが各市町長と個別に意見交換をされていることや、他県、あるいは中国の河南省と友好提携されたことなど、十分その御努力は承知をしてお

りますが、まだまだ県が市町と密に連携がとれていない、あるいは県内地域の魅力、情報の発信不足等が懸念されますし、企業のニーズ、的確に把握するといったことの努力が欠けているのではと危惧するものであります。

そこで鈴木知事にお伺いいたします。

今後の企業誘致に向けた対応と、さきに述べた三つの懸念される問題について、どのようにお考えになられているのかお聞きいたします。よろしく願います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 企業誘致に関する御質問ですが、小林議員の地元の応援団の皆さんもたくさん来ておられますので、しっかりと答弁したいと思います。

私は、経済産業省在籍時から地域産業の活性化において企業誘致は非常に大きなインパクトがあるというふうに考えておりました、知事選挙の際の政策集でも企業誘致の促進を訴えてまいりました。

しかしながら、三重県は観光資源や魅力ある食材などがあるものの、東京や海外から見た認知度は非常に低いと感じていました。そのため、まずは三重県を知ってもらうことが重要であり、そのことが企業誘致や観光の誘客に結びついていくものと考えております。

そこで、知事就任直後から私自身が積極的に企業へのトップセールスを行うとともに、関西における企業との連携交流会議や来県したタイ王国投資委員会のビジネス交流会等でタイの企業の皆さんに対して情報発信を行うなどしてまいりました。

また、海外においては、先ほど議員にも触れていただきましたが、中国河南省で三重の魅力をアピールし、両地域の人と経済の交流を向上させる直行便就航に向けた協力などを盛り込んだ観光交流協定の締結を行いました。上海では、三重の立地環境の優位性を中国電器工業協会などの公的機関に訴えとともに、在上海三重県企業等との意見交換を行ってまいりました。

こうした中で、本年4月からの約半年間に、国際競争力を持ち、成長分野

でもある太陽電池用部材等の高機能フィルムを製造する倉敷紡績株式会社やエコ住宅用建材、断熱材でありますけれども、その世界ナンバーワンシェアのサンゴバングループのフランス系企業、マグ・イゾベール株式会社、また、情報通信機器用部材を製造するパナソニックオプティカルフィルム株式会社など、この厳しい経済状況の中でも主なもので十数件の誘致につながっております。

また、主に国内需要に対応するための中小規模の設備投資に対しても、緊急経済対策設備投資促進補助金を活用した支援を行っており、今年度は既に4件の事業計画を認定しております。

今後、さらに効果的な企業誘致を進めていくため、あらゆる機会をとらえて本県の総合的なポテンシャルをアピールしていくこととしており、特に10月に東京で開催予定の外資系企業誘致セミナーにおいて、県内食材の紹介などを含め、三重県のロケーションや魅力を市町と連携し、しっかりと発信していくこととしております。

加えて、企業誘致については、行政による情報発信だけではやはり限りもありますので、県外の特に関係力のある商社や金融機関などとの連携を視野に入れた効果的なネットワークを構築していきたいと考えております。

さらに、国内の地域間のもとより、海外との競争が激化していることから、今回策定するみえ産業振興戦略（仮称）の議論の中で効果的な企業立地支援制度のあり方や投資を促す規制の緩和、国内外とのネットワークの構築など、魅力的な事業環境の整備を検討して、位置づけてまいりたいと考えております。

〔21番 小林正人議員登壇〕

21番（小林正人） ありがとうございます。鈴木知事の大変努力されておられる姿が頭の中で想像できました。

本当に就任以来5カ月余りたっており、就任される前にこの県内において100社ぐらいの企業を誘致するんだというような目標を立てられた中で、このわずかの期間で4社の決定、10社の内諾というようなところで、非常に

いいスタートを切られておるのではなからうかな、このような気がいたします。今後も、さらにこの企業誘致のためにいろいろな活動に取り組みられることを御期待するものであります。

それから、今回のこの県内産業の振興について欠かせないと思うことも一つあるわけございまして、その問題として、今この県内にあります既存の中小零細企業、こういったところに対する補助なり優遇措置、こちらの問題も企業誘致とともに取り組んでいただければ、そのように御期待をし、また、要望させていただいて、この質問を終わらせていただきます。

二つ目でございますが、新エネルギー普及促進についてでございます。

昨今、時代の流れとともに人の生活形態が変わり、あるいは企業の技術革新等目覚ましい文明の開花が進む一方で、それぞれの利便性はよくなったものの、殊環境対策、安全面といった点においては長期的な温暖化やいろいろな問題も出てきております。また、従来からの化石燃料、石油や石炭、LNGなどのエネルギー等も資源に限りがあり、これからの時代はまさに新しい代替エネルギーに頼っていかねばなりません。

そのような中、原子力もその一端を担ぐものであったと思いますが、今回の3・11の大震災以来、その安全性等が大きく問われ、今は信頼回復とその絶対的な安全対策に全力で取り組んでいただくべきであると思います。

そこで、今回は、新エネルギー対策として特に太陽光発電に着目し、いろいろお聞きしたいと思います。

皆さん、既に御存じのように、一般に新エネルギーというと、太陽光、風力、地熱、バイオマス等を連想されると思います。ここで、この新エネルギーの発電量を少し紹介させていただきますと、かなりその内訳は少量であることに気づきます。経済産業省によると、2007年度、電力10社が供給した発電量は約9500億キロワット・アワーであり、火力、石炭が全体の24.7%、LNGが29.4%、石油7.6%、原子力が29.2%、水力が8.1%、新エネルギーは1.1%で、約106億キロワット・アワーであります。ちなみにこの数字は経済産業省の数字でございますが、NPO法人環境エネルギー政策研究所発表

の数値は全体の約1.9%でございました。

また、新エネルギーの内訳を見ますと、バイオマスが一番多く約55%、次いで、風力18%、3番目に太陽光で14%、最後に地熱13%となっております。この三重県でも中部電力の資料によると大体同じような形で新エネルギーに関しては全体の約1%と低く、政府が売電というイメージ効果を含んだ太陽光パネル設置に関する法案を通しても、その効果はまだまだ、現状は非常に厳しい状態であります。

しかし、さきにも話をさせていただきました内容から、この新エネルギーに関しては、今後もっと積極的に家庭においても企業においても普及させていかななくてはならないことは事実であると思います。

現実には、やはりその設置コストの値段の高さが問題であり、県はもとより、年々補助額を引き下げている国、ちなみに経済産業省が実施している住宅用太陽光発電導入支援対策費、平成23年度は予算額350億円、約17万戸程度の補助だと聞いております。こういうことに対しましても、市町の補助制度の有無、対象はばらばらということにしましても、一貫して補助制度の確立、改善をしていかななくてはならないと考えます。

そこで、まず、県が行っている新エネルギー普及促進事業について、その経過と、それに対して今年、平成23年度は1期、2期合わせてその補助予算額は894万円、この金額の妥当性、そして、今後増額の余地はあるのかどうか。また、この事業は法人対象でございますが、個人向けの補助として何かお考えがあるのかどうか、お伺いいたします。よろしくお願いたします。

〔小林清人政策部長登壇〕

政策部長（小林清人） 個人向けの太陽光発電につきましては、国の補助制度の再開であるとか、余剰電力買い取り制度の開始によりまして県内でも普及が進んでいる形でございます。例えば平成10年には250件程度でありましたのが平成22年度では、県内ですけれども、4400件程度になっております。

このような中で、県としましては、現在、太陽光発電などの新エネルギーについての普及促進につきましては、国の支援制度がないものを補うという

考えで補助を実施しているところでございます。具体的には、新エネルギー普及促進事業、先ほど御指摘がございました894万円の予算で、事業者向けに10キロワット未満の太陽光発電などの新エネルギー導入に対する補助を行っております。

また、これは6月補正予算で対応したんですが、家庭用バイオマス熱利用設備等普及促進事業として、これは個人用でございまして、予算額500万円を置きまして、個人向けにバイオマス熱利用であるとか、地中熱利用などの導入に対する補助を新たに計上いたしました。

これらの事業につきましては、事業者向けについては6月から、個人向けについては9月から公募をしているところでございますが、これまでにその受け付けが予算額に達しておりまして、確かにニーズは高いものという形で考えております。こういうことから、非常に厳しい財政状況ではありますが、私としてはできる限り努力をしていきたい、そんなふうに考えております。

個人用ではないんですが、今後のエネルギー政策につきましては、これまでのように国や電力会社だけに任せるとの固定観念から脱却して、県民生活や県内産業の基礎となる安定的なエネルギーを確保するという知事の強い思いがございまして、県も主体的に取り組んでいきたいと考えております。

このため、太陽光発電につきましては、個人用だけではなく、新エネルギービジョンにおいて重点プロジェクトとして盛り込んだ上で、メガソーラーのような1000キロワット以上のようなものについても具体的な成果を上げることができるように取り組んでまいりたいと考えています。

〔21番 小林正人議員登壇〕

21番（小林正人） ありがとうございます。いろいろお答えをいただきました。

先般の6月補正予算のときの避難施設への太陽光発電及び蓄電システムの導入支援の事業という前向きな取組をこれから実施していただくわけなんですけれども、この制度は市町対象ということで、各個人は対象にならないんですか。もう一度その辺だけお聞かせ願います。

政策部長（小林清人） 御指摘の制度につきましては、これは市町の設けていらっしゃる避難施設に対して太陽光発電と、それから、蓄電施設を組み合わせたもの、それをモデル的に設けていただくという形で、先ほど私が御説明いたしました500万円の個人用のものとはまた別の予算、別の形で取り組んだものでございます。

〔21番 小林正人議員登壇〕

21番（小林正人） ありがとうございます。

そうすると、先ほど私が言わせていただいた避難所に太陽光パネルを設置するというのと、またそれともう一つ、個人用に対してこの9月から行っていただくという理解でよろしいんですね。ありがとうございます。

そういったことで、個人の住宅にもこの三重県においても本当に太陽光パネルを設置したいという住民の方がどんどん増えておるといように聞いております。

その中で、さきにもちょっとお話をさせていただきました県の新エネルギー普及促進事業なんですけれども、ちょっと内容を説明させていただきますと、その対象設備として太陽光発電設備10キロワット未満、あと、小型風力発電設備10キロワット未満、小型コージェネレーション設備10キロワット未満、あと、バイオマスの関係の設備が2種、この五つが対象となっております。中でも、特に太陽光に関しては出力1キロワット当たり大体6万円という補助の金額なんですけれども、この金額はパネルの設置面積とか発電量、もっと言えば、各県民の方々、あるいは企業が環境対策、それに貢献をしてやろうという、そういう気持ちのもとに設置されるところもあると思うんですけれども、そういった全部を含めたことに対する見合う額かどうかというところに少々疑問を持ちますので、大変財源厳しい中だと思っておりますけれども、この予算の増額を要望させていただきます。

あと、個人住宅用の設置の件に関しましては、先ほど部長のほうからも答弁いただきました。国のほうも補助が年々カットをされていく中、県も大変頑張っていたいただいております。本当に、今後国が年々カットされて

いく中で、県のそういった事業に対する補助額の増とか、あるいは対象も広げていただいて、さらにこの新エネルギー対策、特に太陽光発電パネル設置に対して取り組んでいただきたいと思います。

そして、ここでもう二つほどお聞きをさせていただきたいと思います。

先ほど話をさせていただきました6月補正予算の避難施設への太陽光発電及び蓄電システムの導入支援の事業、これを行っていただくわけなんですけれども、これは各市町を対象に補助率2分の1で上限が200万円というふうに聞いております。非常に前向きな取組であると思いますが、新エネルギー対策をこれから全面に打ち出していく中で、言葉は悪いですが、非常に小規模なものであるのかな、このように思います。

そういった中で、今後県が関係する場所、例えば学校等においては災害時の避難所等に指定されているケースが多いですし、有効だと考えますが、この事業以外に太陽光パネルを設置していくお考えがあるのかどうかということをお聞きしたいのと、それから、先日、地元の民間企業に行っていました。そこで太陽光発電設備、パネルを見てまいりました。この設備は通常のものとは比べるとかなり大型なものでありまして、その発電量は1日に普通住宅約350戸分に相当するようであります。この企業は今回の災害を見て、自社が必要とする電力の余剰分を売電ではなく、県や学校に提供したいと考えておられるようであります。しかし、御存じのように、電気は少量であれば蓄電池、リチウム電池とか、例えばハイブリッドのバッテリーとか、そういうところでためておくことができますが、あるいはまた、その日のうちに送電システムがしっかりしておれば送ることができますが、大容量の電気となるとまた話は変わってまいりまして、今の技術では蓄電がかなり難しい現状であると思います。

このように、必要なときに要る需要と供給のバランスを考えると、今後大がかりな蓄電設備が不可欠となりますし、そうでなければ、太陽光といった新エネルギーの普及は難しいと考えます。これは太陽光に限らず、水力等も同じ問題でありますし、そこで、県においてはこの新エネルギー政策を考え

ていられる上で、蓄電システム設備、このようなことの認識はどの程度持っておられるのか、また、仮にさきにお話をさせていただきました企業のように、災害時に蓄電でない電力の提供者が多数いる場合、どのように対応されるのか、お聞きしたいと思います。よろしく願います。

政策部長（小林清人） 3点ございました。公共施設に導入する新エネルギー、それから、蓄電池についての認識、そして、民間企業の方々の余剰電力の扱いという形でございますが、まず、公共施設につきましては、これは平成13年4月に公共施設等への新エネルギーの導入指針というものを県のほうでつくっておりまして、それからずっと取り組んでいるところでありまして、今までに平成22年度末までに146カ所、1200キロワット、家庭用に直せば300軒余になると思うんですが、それぐらいの太陽光発電の施設などを整備してきたところでございます、これは補助とかそういうものとは別に県庁全体でやっていこうという形で、これからも新エネルギー導入に積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、蓄電池のお話ですが、これはとても大切な御指摘でございます、太陽光発電というのはどうしても天候に左右されますので、その不安定さを補うという意味でも電源確保としての蓄電池が重要になってくると考えております。

そういったところから、6月補正予算の先ほど御指摘があった避難施設へのモデル的な導入支援の事業につきましては、太陽光発電だけではなく、停電時の夜でも対応できるように、蓄電池も一緒に組み合わせたような補助メニューにしたところでございます。

それから、そういう民間企業の方々が所有している太陽光発電などの余剰電力につきましては、これは災害時に活用するということはとてもいいお話であり、東日本大震災においても長時間の停電が発生していたこともありましたので、地域での貢献が大いに期待されると思います。そういったことから、県としてもそういう申し出がございましたら、市町や、それから、防災担当部署などとも連携いたしまして、災害時における新たな新エネルギー施

設の地域貢献というようなテーマでその有効活用を図っていきたいというふうに考えております。

〔21番 小林正人議員登壇〕

21番（小林正人） ありがとうございます。大変前向きな御答弁をいただきました。

また、知事のほうからも、先日の我が会派の中川議員の質問の答弁の中で、この太陽光等新エネルギー対策はこれまでのように国や電力会社に頼らず、県が主体となって取り組むと、大変強くお答えになったことを今思い出させていただきました。今後期待をしておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、公共の場所における太陽光設置ということで、一つ、先日の新聞でこのような記事が出ておりましたので、御紹介をさせていただきます。

県内の玉城町において五つの小・中学校で太陽光発電設備を設置したことにより、この1年間で電気料金が売電をした収入も含めて前年と比べ約179万円も減となりました。このようなことから今後公共の施設や学校等においては、先ほど答弁もいただきましたけれども、できる限り太陽光パネル設置をしていただけるように、それもできることであれば敏速にお願いしたい、このように思います。

また、蓄電設備の関係でございますけれども、この蓄電の技術においては非常に難しいというふうにも言われております。電力関係者の方によりますと、大型の蓄電設備をつくるのに対して、今の技術からいくと多分30年先、50年先ぐらいになるのであろうかというようなことも話されておりました。

そういった中で、中長期的な話になるかもわかりませんが、この太陽光、使用量にいたしましても、また、その技術面に対しましても、世界においてこの日本はドイツに次ぐ高レベルでもあります。そういったところから、県としても何らかのかかわりを持って積極的にこの蓄電設備に関しても取り組んでいっていただくことを期待するものであります。

また、全国的には三井化学や東芝、三井物産等大手企業が共同で約200億

円をかけて国内最大のメガソーラーの建設を進めているという話も聞きます。このような研究の成果や動向を注視していただきながら、繰り返しになりますけれども、今回の3・11の大震災で電気のない生活がいかに大変だったかということも改めて考え直していただきまして、重ね重ねお願いでございますが、余剰電力提供者の件、蓄電設備の件、中長期的な問題になると思いますが、ぜひ今後とも前向きに取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

続きまして、三つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

動物愛護、命の重さについてという問題でございます。

質問をさせていただく前に、このことにおいては津市の獣医師の西山先生という方が非常に熱心に常日ごろから各小・中学校等に行っていて、命の大切さ、そういったことを訴えられております。本当にその西山先生におかれましては、この9月27日ですか、皇室のほうから伊勢神宮に神馬が2頭提供されました。この担当の獣医師ということもあって、本当にこの動物愛護ということに対しても日ごろから熱心に取り組まれておりますので、私もこの質問を通して少しでもそういった西山先生をはじめ、動物愛護に携わっておられる方々のお力になればなど、そういう気持ちも含めながら質問をさせていただきたいと思います。

今さらながら言うまでもなく、命の大切さ、重たさについては、必ずしも人間が最優先というわけではなく、この地球上に存在するそのすべての生命が平等であると思います。しかし、実際問題として、これは例えですが、命の重さの順序として、大きく、人、動物、植物といった固定的な概念というか、まさに一般常識ともとられるような考え方の人が大半を占めているというのが現状だと思います。私も本心で言えば、当然そういった順序であることが普通だと思います。

しかし、現状の動物虐待や植物の取り扱い、植物の場合は環境対策としてですが、今のあり方は余りにも人のエゴや感情といったものが関与し過ぎ、特に動物、今回は犬、猫を中心に考えますが、その最終的な処遇は余りにも

ひどい、残酷であると思います。そのことについては後で幾つかお聞きしたいと思います。

今、動物といえば真っ先に思い浮かべることは、さきの3・11の東日本大震災の影響で飼い主と孤立してしまった動物たちや、あるいは原発の放射能汚染により、そのまま汚染された場所に取り残されている動物たちであります。私もその映像をテレビや雑誌で幾つも見ましたが、本当にむごい光景でありました。

県におかれましては、放射能汚染した動物は、極論、救済に対してはどうしようもないのかと思いますが、被災地で例えば放射能汚染されていない地域の孤立した動物は救うすべが幾つもあると思います。全国の動物愛護関係、NPO等の団体がいろいろ手を尽くしていただいておりますが、まだまだ人手や支援金も足りないというのが現状であるそうです。三重県としても被災者の方々のためにいろいろ御尽力されておられることは重々承知をし、かつ大変感謝もしておりますが、たとえその中のわずかな時間、人、支援金等を動物保護のために充ててもらふことはできないのでしょうか、まずお聞きいたしたいと思います。よろしくお願いします。

〔山口和夫健康福祉部長登壇〕

健康福祉部長（山口和夫） 東日本大震災被災地におけます被災動物の保護活動等に関しまして御答弁申し上げます。

三重県では、東日本大震災の被災県からの要請に基づきまして、現地で支援を必要とされる業務に対しまして、これまで保健師、管理栄養士、土木技術職員など、延べ500名を超える職員を派遣してきたところでございます。本日9月29日現在では13名の職員が派遣されておりまして、依頼をされました業務に従事しているところでございます。

これまで、被災県から特に本県への動物の保護活動につきまして、派遣要請や被災動物の受け入れの要請はいただいておりません。県といたしましては、今後、被災県から動物保護活動の要請がありました場合には、被災動物の保護活動や被災動物受け入れにつきまして、関係機関や三重県獣医師会等

の関係団体と協議を行いまして、その対応につきまして検討していきたいと考えております。

以上でございます。

〔21番 小林正人議員登壇〕

21番（小林正人） 御答弁ありがとうございました。

先ほど、被災地からの要望がないというお話でございました。要望があるにかかわらず、逆にこの三重県として、そういう被災地で孤立している動物とか、そういうものに対する保護、例えば支援金を出したり、そういうこちらからの思いという、そういうお考えは逆にはないのでしょうか。

また、もう1点あるんですけども、県に要請がなくても、例えば県の獣医師会とか、いろいろなNPO、動物愛護団体とか、県内のそういう団体、そういうところには要望が来ていると思うんです。そういうことの把握、これを県が自ら進んで把握する、そういうような思いはないのでしょうか。もう一度お答え願います。

健康福祉部長（山口和夫） 今回の支援につきまして、本県におきましても検討してきたところでございますけれども、こういった被災地におけます活動につきましては、被災県におきましてしっかりとした体制ですとか、効率的な執行が重要だということでございますので、各県の思い、それぞれございますけれども、それも被災県のほうでしっかりと調整のもとで効率的に効果的にやらせていただく必要があるのかなと。団体との情報共有もさらにまとめていきたいと思っておりますけれども、そういう判断でこういう状況、被災県からの要請のない中ではあえてこちらからは赴かなかったということでございます。

〔21番 小林正人議員登壇〕

21番（小林正人） なかなかいい答弁をいただけないのかなというふうに思っております。こちらから行く必要はないというような御答弁だったと思っておりますけれども、県もいろいろ動物愛護管理推進計画とかそういったことを考えておられる中で、やはり命の大切さということをさらに認識を深めていた

だいて、できることであれば県自ら被災地のほうに尋ねていただいて、そういうことで困っていることがあればこういうことをしてやってもいいよというような、そういうふうな前向きな姿勢で今後取り組んでいただきたいなど、そんなように思っております。

それと、獣医師会とか、愛護団体とか、そういう関係機関との連携も、向こうからアクションがないからこちらからは何もしないんだというわけではなくて、逆にこちらのほうからどうですかというような、そういう前向きな姿勢も見せていただければなと今後期待するものであります。

次に、前段の部分で少し触れさせていただきました、特に今回この質問の中で一番お聞きしたかった犬、猫に対する問題であります。

昨今、犬や猫はいろいろなところで人と関係を持っております。特にバブル期には血統書つきの犬や猫を自らのステータスのように、あるいは昨今の高齢化に伴い、独居老人等が増え、その方々の心の支え、いやし等、まさに家族の一員として貢献をしております。また、犯罪に対しては警察犬や、福祉に大きな役割を担う盲導犬等もおります。言うなれば、人と関係を持っているうちはまだ動物虐待に関する問題は余り発生しませんが、人と離れてから、関係がなくなってからいろいろな問題が起こります。

野良犬、猫もその一例であります。本来、この野良というのは余り存在していなかった。人の趣味嗜好で一たんはかわいがるが、要らなくなった、また、他の理由等から手放さなければならなくなった。こういったことが今存在する野良の大半を占めているようであり、地域の中でいろいろな問題、特に衛生面や環境面、あるいは人を襲うといったこともまれにあると聞きます。今どんどん増え続ける野良猫、犬に対してというよりは、まず、その原因を生んだ人に対する対応についてお聞きしたいと思います。

猫や犬を捨てる。余り知られていないと思いますが、この行為は厳密には犯罪であり、法律で罰せられます。こういったことをまず県は県民に対して啓発をされているのかどうか。また、何もされていない場合、今後の対応はどうされるのか。

次いで、捨てた人が悪いと言ってしまうえばそれまでですが、今の野良猫、犬の問題も現実起こっているものは解決していかなければなりません。そこで、その対応をどのように行っていくのか、お聞きしたいと思います。よろしく願います。

健康福祉部長（山口和夫） 犬や猫などの愛護動物を遺棄した者には、動物の愛護及び管理に関する法律に基づきまして50万円以下の罰金に処せられることとなっております。このため、県では、動物の遺棄を防止するため、ポスターを県警察本部、各警察署、保健所、各市町に配付いたしまして掲示を行っていただきますとともに、飼い主が動物を終生飼養、最後まで飼っていただくことができるように、飼い主へのパンフレット配布とか、県ホームページでの掲載とか、また、将来を担う子どもを対象といたしました動物愛護教室などによりまして啓発を行っておるところでございます。

今後とも、これらの対応を継続して実施しますとともに、遺棄の防止に關します啓発を県ホームページで新たに行うなどの取組を進めていきたいと考えております。

〔21番 小林正人議員登壇〕

21番（小林正人） ありがとうございます。

ポスター、ネット等でいろいろ啓発活動をしていただいておりますというふうな御答弁だったと思いますが、でも、私も県内いろいろ回っておりまして、なかなかそういったポスター等を見ないというのが現状でありますし、犬、猫を飼われている方々に個々にそういうふうな遺棄について対応をとられているという答弁もありましたけれども、まだまだ徹底されていないところが非常に多い、そういうふうな気がいたします。

ここで、動物の愛護及び管理に関する法律の一つを紹介させていただきますと、その第3条に「国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に關し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない。」とあります。

そこで、ぜひ先ほど御答弁いただいた取組ももう少し幅を広げていただいで取り組んでいただくことと、例えば県立公園内に啓発看板等を設置していただいたり、県民だより等、こういったところにも載せていただいたり、例えば迷子札といって、輪っかにあるんですね、飼い主のあれが書いてある、そういったものも無償と言うとちょっとあれかもわかりませんが、飼い主に提供をしていただく、そして、その飼い犬につけていただくということを義務づけていただけるような取組を今後やっていただければ非常に有効なことになっていくのではなからうかなと思いますので、どうかよろしくお願いをいたします。

三つ目に、野良猫に対し、これ以上繁殖しないように、個々の動物愛護関係の団体が、あるいは一個人が避妊・去勢手術を受けさせたり、里親探しをしておられる現状、例えばその手術に対する助成金や何か協力できることを考えておられるのか、また、考えるおつもりはあるのかどうか、お聞きしたいと思います。よろしくお願います。

健康福祉部長（山口和夫） 犬や猫の不妊・去勢手術に対します助成につきましては、現在、県内の23市町におきまして飼い犬、飼い猫を対象として行われておる状況でございます。三重県を含めます都道府県におきましては、犬及び猫の不妊・去勢手術の助成は一切行われておらない状況でございます。

県といたしましては、飼い主のいる犬、猫の不妊・去勢手術は基本的には飼い主自身が実施するべきものと考えております。なお、飼い主のいない猫につきましては、ふんや尿などの悪臭などの課題が指摘されておりますことから、今後そういった対策については検討してまいりたいと考えております。

〔21番 小林正人議員登壇〕

21番（小林正人） ありがとうございます。

各自治体、23自治体で飼い主がいる猫に対しては助成金が出ているというふうにおっしゃられました。本来、野良猫というのはいないわけでありまして、飼っている方が捨てたから野良ということになるわけですから、これはあくまで野良、あるいは飼っている犬、猫関係なしに助成金を県のほうもで

きる限り出していただくことを期待するものであります。この手術に関しては1頭当たり約1万円から1万5000円かかるというふうに言われています。また、県内では松阪市が、また、九州地方、都心部においても関東地方、特に神奈川県等が助成金を出しているなど、全国的にもこの助成金制度を前向きに取り組みられています。ぜひこの三重県においてもよろしく願いしたいと思います。

四つ目でございますが、県では三重県動物愛護管理推進計画に取り組んでいただいておりますが、具体的にどのようなことをされておられるのか。また、その成果はどのようなものなのかをお聞きいたします。よろしく願いいたします。

健康福祉部長（山口和夫） 平成20年度に人と動物とが安全、快適に共生できる社会を目指し、県が策定いたしました三重県動物愛護管理推進計画に基づきまして、殺処分数を減少させるために、終生飼養、最後まで飼っていただくことの推進や譲渡事業の推進が必要ということから、県では将来の社会を担う子どもたちに動物を思いやる気持ちを啓発するための動物愛護教室の開催、これは平成22年度、43回、小学生が221名の参加をいただいております。また、保健所に抑留された犬の写真をホームページに掲載することで飼い主への返還の促進を図る取組、平成22年度では365頭の犬が返還をされております。また、保健所に引き取られた犬の譲渡事業、平成22年度、42頭などを実施しております。

これらの事業の実施によりまして、収容動物の殺処分数は、平成22年度殺処分数を10年前と比較いたしますと半減してきております。また、ここ3年間でも約10%減少するなど、それらの成果が出てきているものと考えております。

〔21番 小林正人議員登壇〕

21番（小林正人） ありがとうございます。

処分数も減ってきているということなので、さらにゼロになるように目指していただきたいと思います。

ちなみに、今の三重県の現状でございますけれども、年間約4339頭の犬、猫が処分をされておると聞いております。その処分の仕方も安楽死ということならまだしも、例えば焼却炉の猛火の中にほうり込むとか、また、炭酸ガスで処分をするという最も苦しみを伴うやり方で行っていると聞きます。

ここで再度お聞きいたしたいと思いますが、極論、殺処分するにいたしましても、今後そういう苦しみを伴わない、例えば麻酔注射による安楽死等、そういう方法にしていくおつもりがあるのかどうか、お聞きしたいと思いません。よろしく願います。

健康福祉部長（山口和夫） 本県では収容動物の殺処分数は減少しつつあるとはいえ、年間4000頭を超えております。炭酸ガス以外の方法で安楽死処分をするためには、設備、獣医師等の技術者などの配置が必要となりまして、現状では他の方法による安楽死処分を行うことは困難な状況でございます。

県といたしましては、まず、県民への啓発、譲渡事業の推進等によりましてさらに殺処分頭数を減少させていくとともに、炭酸ガス以外の方法で安楽死処分をしている他県の例もございますので、今後そういった例も参考にしながら検討を進めてまいりたいと思いません。

〔21番 小林正人議員登壇〕

21番（小林正人） ありがとうございます。

今の状態では余り前向きに取り組んでいただくわけにはいかないのかなと。予算的なものもあるのかなというふうに思いますけれども、先日、我が会派で熊本市のほうに行ってまいりました。熊本市の動物愛護センターですけれども、そこでは殺処分ゼロを目指す取組をされておりました。そういったところでいろいろな取組の中、当時1800頭あったものが今現在はほとんどゼロに近い数字になっておるといってございまして。こういう取組に対してやはり一番大事なのは、先ほど部長も答弁されました広く飼い主や住民に向けての啓発、広報活動、第2に譲渡、あるいは返還、これは数を増やすということですね。それと、緊急雇用創出事業なんかで、例えば熊本市の場合でありますと、トリマーと言われる犬のシャンプーとかをする、そういう方を

雇われて、常に犬とか猫をリフレッシュさせて、譲渡していただく数をより増やすと。そういったことにも取り組まれておりましたので、ぜひ熊本市を見習っていただいて、今後も取り組んでいただきたいと思います。

ちょっと時間がなくなってまいりましたので、質問を割愛させていただく部分も出ますが、先日の議案聴取会の健康福祉部説明の中で、財団法人三重県小動物施設管理公社において犬の処分数目標1000頭というふうに平成23年度の数値が決められてありましたが、この数値の目標というのは譲渡を増やして処分を減らすという目的の数なのか、それとも単に処分数を増やすだけの数なのか、前年度、前々年度を比較して教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

健康福祉部長（山口和夫） 財団法人三重県小動物施設管理公社の経営計画に基づきます犬の殺処分数の目標値でございますけれども、平成20年度は1500頭、平成21年度は1300頭、平成22年度は1000頭と、減少する目標を掲げております。それに対します実績といたしましては、平成20年度が1172頭、平成21年度が1034頭、そして、平成22年度は948頭と、殺処分数はそれぞれ各年度の掲げた目標を達成しております。

以上でございます。

〔21番 小林正人議員登壇〕

21番（小林正人） ありがとうございます。

数が減少しているということを聞きまして、引き続き推進計画にあった共存共栄、管理から愛護管理へという趣旨に合った取組をしていただきますよう要望させていただきます。

最後に、猫の譲渡事業でございますが、本県ではまだ取り組まれていないようですけれども、今後取り組んでいっていただくことを要望させていただきます。

動物愛護についていろいろお聞きいたしましたけれども、本当に生命というのはすべて平等であり、最低限その生存ということを可能にしていかなければならないと思います。また、そういった気持ちを持つことや感じること

によって、動物だけでなく、人に対しても、最近社会問題になっておりますいじめや虐待、こういったことをなくす一つの考え方というか、そういうのにもつながっていくと思いますので、今後どうかこの動物愛護の関係についても前向きに取り組んでいただきますことを期待して、御質問を終わらせていただきます。

最後になりますが、防災対策についてでございます。

この質問をさせていただきます前に、今回は特にさきの台風12号の被害で甚大な被害があった紀宝町を中心に、県南部の方々に対しまして心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りするものであります。

そこで、この質問に関して、南部のほうのことにに関してたくさんの議員の方が質問をされましたので、私はあえて北勢地域の問題についてお聞きしたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、津波対策でございますが、対岸線、ちょうど私の住む鈴鹿市でいいますと、距離にして約15キロメートル、しかし、そこに住む住民の数は約6万人程度であり、この数は市全体の3分の1に当たります。また、その中で海拔ゼロメートルに限りなく近い地域に住まれている方は約7000人であります。単に人口の多い少ないで整備の優先順位を決めるわけにはいかないと思いますが、例えば高潮対策や浸食対策事業の堤防整備、鈴鹿市においては県、国補事業、平成23年度は約7000万円の予算しかなく、非常に今後の進捗率というものも気になるところであります。今後のこの地域の整備に関して県のお考えをまずお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

県土整備部長（北川貴志） 鈴鹿市内の海岸堤防の対策についてお答えいたします。

鈴鹿市内の海岸堤防ですが、これはほとんどが伊勢湾台風以後整備されたものでございます。その後、一部の堤防で海側の補強を行ったり、また、砂浜の浸食対策として波消しブロックの設置などを行っておりますが、全体的

にはやはり老朽化が進行していると思っております。平成21年度、22年度の老朽化等の調査の結果、鈴鹿市内では24カ所の空洞があると思われます。

今後、こういった調査の結果に基づきまして、早急に補強等の対策が必要な箇所については老朽化の進行度合いを考慮しながら優先度を判断して、補強などを緊急的に進めることとしたいと思っております。

〔21番 小林正人議員登壇〕

21番（小林正人） ありがとうございます。

現実、今の堤防の状況を把握していただいておりますので、ぜひとも前向きに進めていただきたいと、このように思います。

次に、道路関係ですけれども、今回の3・11の震災においても主要幹線道路が遮断され、被災地になかなか入れなかったということが2次災害や3次災害に大きくつながっております。この点においても、県南部は確かに高規格道路やそれにつながる幹線道路も少なく、孤立化という点が今回の震災同様大きな問題になってくると思います。現時点での道路整備率、額、これを県内で比較してみますと、全体の約7割が県南に充てられており、必要性はわかりますが、ちなみに鈴鹿市の場合でいいますと、県、国補事業、平成23年度道路整備箇所の事業費は約14億円と、人口、製造品出荷額、観光集客率と、いろんな観点から見ましてもちょっと少ないのではないかなと言っても過言ではないと思います。

特に昨今の市内における渋滞は、既存の幹線道路がその従来の役割を果たす限界を超えております。また、鈴鹿市のみならず、北勢地域には、さきにもお話をさせていただいたように、人口や産業が非常に集中しており、県財政を支えるかなめであるとも思っております。改めて災害時の物資の調達、運送や避難経路としての早期な道路整備が必要かつ急務であると思っておりますが、県のお考えをお聞かせ願います。よろしく願います。

県土整備部長（北川貴志） 災害時等にやはり緊急輸送道路というのが非常に重要かと思っております。北勢地域におきましては、東名阪自動車道、国道1号、国道23号などが緊急輸送道路に現在は指定されておりますが、北勢

地域、先ほど議員もおっしゃいました人口も多い、産業も集中しているという中で、まだまだ緊急輸送道路ネットワークの強化も必要と思っております。

現在整備しておりますが、新たな緊急輸送道路の軸となる新名神高速道路、あるいは中勢バイパス、北勢バイパスなどの早期整備につきまして、国や関係機関に今後とも働きかけていきたいと思えます。

また、そこへのアクセスとなる県道の神戸長沢線等、必要な県管理道路の整備も進めていきたいと思っております。

以上です。

〔21番 小林正人議員登壇〕

21番（小林正人） ありがとうございます。引き続き、取組、よろしくお願いいいたします。

最後の質問になりますけれども、今回の3・11の東日本大震災が発生し、津波による被害も想定を超える非常に大きいものであり、改めてその脅威を再認識されました。しかし、それだけに逆に揺れによる液状化という問題が少し薄れてきているような気がいたします。特に北勢地域は臨海埋立地も多く、特に四日市においてはコンビナート群もあり、最悪を想定するとその被害は甚大なものになると予測されます。この地域の液状化の想定の見直し、今後どのように進められていくのか、知事の答弁をよろしくお願いいいたします。

知事（鈴木英敬） 液状化の対策でありますけれども、今回の東日本大震災でも東京湾沿岸部は42万平方キロメートル、世界最大規模の液状化が起こったというふうに言われております。大きな揺れがその原因であったというのは議員御指摘のとおりでありますので、我々も今後、液状化については、実際にマンホールが浮き上がってきたり、配管が浮き上がったたり、電柱が傾いたり、いろんな災害復旧事業なんかにも支障が出てくることも考えられ、非常に重要だと認識しておりますので、国の被害想定を見直して3連動の被害想定を見直すときに、平成24年度に策定する新地震対策行動計画の中でその液状化対策のあり方についても検討していきたいと思えます。

〔21番 小林正人議員登壇〕

21番（小林正人） ありがとうございます。

引き続き取組に期待して、この三重県が防災対策の先進県となるように知事のさらなる努力を御期待いたしまして、時間がなくなりましたので質問を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

議長（山本教和） 5番 彦坂公之議員。

〔5番 彦坂公之議員登壇・拍手〕

5番（彦坂公之） おはようございます。議席番号5番、新政みえ、鈴鹿市選出の彦坂でございます。

議長のお許しをいただき、登壇させていただいたことにまずは感謝申し上げたいというふうに思います。ひねでございますが、1年生ということで大変緊張しておりますけれども、お昼までのひととき、よろしく願いいたします。

質問に入ります前に、私からも、台風12号、そして、台風15号によりまして県内各地が甚大な被害に見舞われ、尊い命が奪われましたことに哀悼の意をあらわすとともに、被災されたすべての方に心よりお見舞いを申し上げたいというふうに思います。そして、不眠不休で事に対処していただきましたすべての方々に敬意をあらわしたいと思います。

実は私も熊野市紀和町の出身でございます。ふるさとの惨状をこの目で見、愕然といたしました。今なお多くの方々が避難生活を余儀なくされています。先日、大久保議員、そして、藤根議員から詳しく述べられましたので多くを語りませんが、そして、知事は今回、定例会の冒頭で、議案説明で台風12号による被害への対応策を述べられ、多くの県民にも協力を呼びかけられました。被害の大きい東紀州地域は過疎化、高齢化が進んでいるところでございます。激甚災害に指定されたことによりまして若干復旧再建に弾みがつくんだらうというふうには思いますが、今後、関係市町とぜひ連携をとりながら議論を重ねていただきまして、被災者の生活再建と安定、そして、地域産業への手当てと、それを支える交通基盤の整備、災害に強いまちづくりの対応、

これらをよろしくお願ひしたいと思ひます。私も復旧復興に向けて全力で取り組んでまいりたいというふうに思ひます。

それと、もう一つ、私の嫌いな言葉に格差というものがあります。今、ちまたでは格差社会、所得格差、あるいは教育格差ということで非常にポピュラーに使われておるわけでありませうけれども、本来、格差というのは、商品物の質の等級だとか、そういったものを指して、決して人間や文化、そこに生活する風習や風俗を指しているものではないというふうに思っておりますけれども、私は三重県には南北格差はないというふうに信じております。あるとするならば違ひです。

さて、知事と私はお互ひ、前職時代、同じ鈴鹿ということでいろんなイベントで御一緒させていただきました。大変ローカルな話で申しわけございませんけれども、私の住まいの近くの某コーヒー製造会社の付近でよく街頭演説を試みえた姿をお見かけしたことがございます。残念なことに私は通勤途上であり、先を急いでおりましたので拝聴することはできませんでしたが、バイタリティーのある方だと、知事就任後もそのバイタリティーは衰えないというふうに感じております。元気いっぱい知事に本日質問させていただきますが、レスポンスのよいやりとりに努めてまいりたいというふうに思ひます。

前置きが大変長くなってしまいましたけど、通告に従ひまして順次質問したいと思ひます。

まず、1点目、防災力の向上であります。

地域の防災は、皆様御存じのとおり、地域住民一人ひとりの防災への備え、近所近隣の人々による共助の力、そして、市町や県などの行政の防災力、三つから構成されているんだろうと、そのかなめの役割を担うのがやはり何と云っても市町の防災力であるというふうに考えております。

災害発生時に市町が行うべき応急対策は、警報の伝達、避難の呼びかけ、消火活動、救助、医療救護、そして、避難所の運営などがあるわけですが、これらの災害対応は極めて特殊なものであり、非日常的で多様性に

富んでいるわけでありませう。

加えて、発生頻度の関係から経験者が非常に極めて少ないということでもあります。普通の行政事務でありますと、日々のルーチンワークであったりだとか、あと、OJTの中で身につけていくものでありますけれども、災害対応についてはそれがなかなかできないという問題を抱えております。

それでは、どうやってその実践力を身につけていくかということを考える必要があります。いろんなケースを想定した訓練をしておく必要があるんだろうと。その最も効果的な方法の一つに図上訓練、これを繰り返して行うということが私は非常に重要なんだろうというふうに考えております。

図上訓練とは、軍隊の有力な作戦方法として昔から用いられているわけでもありますけれども、自然災害にこれが導入されるようになったのは阪神・淡路大震災を契機に関心が非常に高まりまして、全国的に実施されるようになったというふうにお聞きをしております。

本県におきましても、三重風水害等対策アクションプログラムの中でも、これを見ても、市町の防災力の向上への施策の中に市町の防災力向上の支援策の一つに図上訓練が挙げられております。

しかし、全国的に見ますと、ちょっと古いデータでありますけど、2008年、総務省消防庁が実施した調査によりますと、図上訓練の実施にはやはりノウハウが不足している、準備に要する人手不足などの理由によりまして、なかなか進んでいない状況にあるということでもあります。

その被害を最小限にするには、実践力と応用力を発揮できる人材を育てること、そして、厳しい災害状況を想定した図上訓練でその能力を日々つけておくという必要があります。過去、各地で起こった自然災害時の対応をぜひ分析していただきまして、それをマニュアル化し、市町、そして、各種団体と連携した図上訓練の仕組みを私はつくるべきなんだろうというふうに考えております。いかがでしょうか。あわせて、市町への支援策についてもお伺いしたいというふうに思います。

2点目は、消防の広域化についてであります。

この件につきましては、先日、27日の一般質問で粟野議員が取り上げておられましたし、知事からも消防部隊が増強できるだとか、防災力向上に寄与するんだと、こんなことが期待されるので、県民のサービスの観点からも市町を支援したいという発言がございました。また、防災危機管理部長におきましても、重要な取組であり、市町の考え方も尊重しながら推進する旨の発言があったというふうに思います。

平成20年に策定されましたこの三重県消防広域化推進計画は、第1ステップを県内を八つのブロックに再編、二つ目のステップとして県下を四つ、そして、将来目標、将来のありたい姿を県全域の消防を一つにしようという計画が盛り込まれておるわけでありますけれども、いよいよ第1ステップの目標、平成24年までに8ブロックに、非常にあいまいな表現で平成24年度までに当面の目標ということで、非常にわかりづらいことでありますけれども、置いておられるわけであります。しかし、現状は、先般の質問でありましたように、目標達成は非常に厳しい状況にあるんだろうというふうに私は思っています。広域化を円滑に進めるには、やはりその地域の住民の理解を得ること、そして、広域化の対象となります市町の自主的な判断、地域の諸事情を考慮する必要があるんだろうと考えています。

ここで質問でございますが、この三重県の消防広域化推進計画は国の消防力の整備指針に沿って策定されたものなんだろうと思います。計画を立てたのは三重県であります。この計画を達成させる気があるのであれば、もっともっと汗をかく必要があるというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

以上2点について、1回目の質問を終わります。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 私のほうからは、図上訓練の意義について答弁をさせていただきたいと思います。

彦坂議員の応援団の皆さんもたくさん来ていただいておりますので、これまたしっかりと答弁させていただきたいと思います。

そもそも図上訓練は、災害予測、職員の判断力向上などに効果があり、有意義なものであると私は認識しております。また、今年になって、先般も消防庁が風水害に関する市区町村の図上訓練を行うためのマニュアルを作成、公表いたしました。国も図上訓練が非常に重要であると感じているんだと認識しております。

市町の図上訓練は、市町災害対策本部の対応能力の向上を図ることを目的に行うもので、県としては、市町防災力の強化に向けて、図上訓練に係る技術的助言を行ってきたところであります。

東日本大震災では職員が被災したり、庁舎が損壊して災害時の初動対応がとれない、そんな事例も発生いたしました。また、今般の台風12号でも、地域の情報収集や県への情報連絡に課題が明らかになったところであります。

県では、3月11日以降に本年度実施した図上訓練において、東海・東南海・南海地震の3連動を想定し、東日本大震災で明らかとなった課題等を踏まえ、通信手段の途絶、孤立地区に対する人命救助、物資搬送などへの対応を含めた訓練を実施し、代替通信手段の確保や防災関係機関の連携を強化しました。

また、実際に本県が被災した際に、緊急消防援助隊として応援を受けるさいたま市消防局の職員の皆さんにもこの図上訓練に参加をしていただくなど、実践的な図上訓練を実施したところであります。

今後、県としましては、市町における図上訓練の重要性にかんがみ、それぞれの市町の特性に応じたきめ細かな支援を継続していくとともに、市町自体が被災したり、市町が被害状況の把握に苦慮するなどの想定で市町が行う図上訓練に県も積極的に参加するなど、市町と県の連携強化を図ってまいりたいと考えております。

〔大林 清防災危機管理部長登壇〕

防災危機管理部長（大林 清） 私のほうから、市町の図上訓練に対する県の支援の取組と消防の広域化について御答弁を申し上げたいと思います。

市町が実施する図上訓練は、県の支援のやり方といたしまして、平成21年

度に防災技術専門員でありますとか、防災技術指導員を防災危機管理部に配置いたしまして、まずは図上訓練を行うための市町の方々の職員研修などの、市町の必要な環境整備を取り組んできたところでございます。

その結果といたしまして、図上訓練を実施していただいている市町村の数なんですけれども、平成20年度は3市町であったところ、平成21年度は15市町、平成22年度には20市町と増加してきているところでございます。

また、図上訓練を行う市町への支援といたしまして、まず、災害が起こったときにとるべき行動から災害対策本部を立ち上げて何から行動を開始するか、災害時の対応において行政の責務は何かなどを理解していただくこととか、また、災害対策本部が機能するための職員の心構え、意識改革、能力の向上などについて説明をさせていただいております。

その次の段階といたしまして、災害対策要員の参集、被害情報の収集の方法、人命にかかわる緊急案件の対処、被災者の保護、本部員会議のあり方や住民対応、さらには避難所運営でありますとか、保健衛生、廃棄物処理、応急復旧等の具体的な取組内容を説明させていただいて、さらに継続した訓練が実施されるよう市町のほうにお願いをしておるところでございます。

実際の訓練実施の段階では、訓練の状況を観察し、講評して今後の改善点を先ほどの指導員等によりましてアドバイスをさせていただいております。

現在では、図上訓練を実施したことがある市町は24市町となっております。今後はまだ実施していない市町への訓練実施を働きかけるとともに、継続した訓練が実施されるよう、それぞれの市町が自らの状況を反映した実施要領、マニュアルといったものを作成することについても県として支援をしていきたいというふうに考えております。

次に、消防の広域化の問題でございます。

消防の広域化は、消火活動とか救急活動などの強化につながるものでありまして、県民サービスを一層向上させるという観点から、県としましても重要な取組であると考えております。

県といたしましては、これまで三重県消防広域化推進計画で目標としている8ブロックごとに、市長、あるいは町長の方々ととの面談による市町間の調整を行うとともに、策定委員会、研究会、勉強会などの広域化を協議する場づくりを市町の皆さんと一緒に進めてまいりました。また、広域化対象市町への財政支援策なども広域化の推進に積極的に活用してきたところでございます。

さらに、県民の皆さんでありますとか、消防関係者の皆さんへの理解を深めていただくために講演会の開催などの啓発活動も行ってきました、本年度も11月に講演会を予定しておりますところでございます。

この結果、広域化の取組が進んでいるブロックもありますが、また、それぞれの地域の事情から取組が進んでいないブロックもあるという状況でございます。

県といたしましては、最近の大規模な自然災害の発生でありますとか、県民ニーズの多様化などに迅速、的確に対応するためには、消防の広域化が有効であるという認識をより強くしております。このため、今後、広域化の取組が進んでいるブロックには、その実現に向けてさらに精力的に支援を行っていきたくて考えておりますし、取組が活発でない地域に対しましてもしま一度消防の広域化の必要性でありますとか、メリットにつきまして説明をさせていただきたいというふうに思っております。広域化の取組が進むように県としても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔5番 彦坂公之議員登壇〕

5番（彦坂公之） 一通り答弁いただきました。図上訓練についてはマニュアル化を検討すると、図上訓練をまだなかなかやっていないところが幾つかあるということなので、これを早急に一緒になってやっていきたいなというふうに思います。

先ほど申し上げました三重県風水害等対策アクションプログラムの中に、それぞれこの図上訓練を県民センター単位でやるだとか、あと、市町がやり

ますよという目標があるんですけども、先ほど部長がおっしゃられたように、平成22年では20市町やったということですが、これだけ見れば一応目標は平成20年に20市町やろうということで目標は達成されている。この数字だけを見ればですね。ただ、全部平生からやっておかないとなかなかいざというときに苦しいんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、先日の代表質問でもありましたけれども、今回の台風12号の初動体制のあり方だとか、情報の共有化ということでちょっと問題があったんだということ知事のほうからも発言がありました。基本的にはやっぱり市町の防災力を高めていくというのは第一であるというふうに私も思っています。ぜひ今回の対応も総括していただきまして、それと加えまして、これまで起こったいろんな災害、例えば1999年、熊本県の旧不知火町の高潮災害だとか、名古屋市の、これは2000年でございますけれども、東海豪雨、あと、2004年の中越地震、2009年の西日本豪雨、いろんなものでもこれらの災害対応については多分総括されておると思うので、これらの事例を教材といたしまして最善の策を検討していただきまして、平生から訓練を通して対応行動のイメージを常に持っておく、そして、市町とのさらなる連携をお願いしておきたいと思います。

それと、あわせまして、知事の政策集の中に市町村合併の光と影の部分を検証して、アンケートをとりながら悪さかげんのあるところは改善していくんだという項目が多分14本目に入っていたというふうに私は記憶しておりますけれども、市町がそれぞれの主体性を持ってやった市町村合併でございますので、県としてどこまで手を突っ込めるかわからないわけでありましてけれども、台風12号の話で申しわけないですけど、南のほうは合併して役所のマンパワーが多分非常に不足しているところもなきにしもあらずなんだろうということがありますので、そんなこともあわせてお願いをしておきたいというふうに思います。

それと、消防の広域化でありますけれども、消防組織法第6条と第7条、

やっぱりこの中で規定されておりますのは、市町の消防というのはそれぞれの市長、町長が消防事務を処理するというようになっております。非常に難しいことは十分理解いたしますが、市町とのコミュニケーションをとっていただいて、進まない課題は何なんだと、テーブルに着いていただくのには何が足りないんだということをなぜなぜ分析していただいて、県として対応できることは積極的に取り組んでいただきたいと思います。

防災危機管理部長に確認の意味を込めて質問させていただきますけれども、広域化計画の中の最終、要は三重県全県下を一つにしようという看板はずっと下げたままこれからも行くんですね。それだけ確認させてください。

防災危機管理部長（大林 清） 県が策定しました計画の中で、まずは8ブロックということで、それはまず現実的にその8ブロックでさせていただくのがいろんな意味で市町とか地域の方々の理解も得やすいのかなという思いでそこからスタートしておりますが、次の段階では4ブロック、そして、県一つの消防本部を将来的には目指してという形の中で県としては今の計画を進めていきたいと考えております。

〔5番 彦坂公之議員登壇〕

5番（彦坂公之） 平成24年に多分8ブロックの期限が来るわけでありますので、多分そこでのいろんなことをリファインしながら次の計画に反映していただきたいなというふうに思います。

それでは、次の質問、ものづくり産業の振興について何点が伺いたと思います。

知事は6月会議冒頭の提案説明におきまして、三重県が果たすべき役割ということで二つ述べられました。その一つがイの一番に出たことでありますけれども、ものづくりの拠点として日本経済をリードしていくんだという、何とも非常に力強い決意を述べられまして、私もものづくり産業に携わる1人として、非常に局地的な出口調査でありますけれども、非常に評価の高い声をたくさん寄せていただいております。そして、この9月補正予算に関する提案説明におきまして、強靱で多様な産業構造を構築するためには新しい

三重の産業振興戦略について検討を進めると宣言されたわけであります。

県内産業経済の活力を向上させて、地域での雇用を維持するために、ものづくり中小企業の活性化が必要不可欠なんでしょうというふうに私も考えております。

その前提となります県内中小企業を今取り巻く環境は、震災の影響にとどまらず、デフレ経済での国内市場の低迷、そして、自由貿易協定のおくれ、法人税の高さ、あるいは環境への取組を余儀なくされる。さらに今後進むことが予想されます電力不足、そして、とりわけリーマンショックより影響が多いというふうに言われている超円高の進展により、まさに国内、そして、県内にもものづくりを残す、このことが喫緊の課題なんでしょうというふうに私はとらえております。

まず、中小企業政策、ものづくりのエキスパートである知事のものづくり産業を取り巻く環境認識についてまずお伺いしておきたい。

また、東日本大震災を通じまして改めて日本のものづくりの強さも感じた次第であります。素材から最終部品に至るまで、いわゆるサプライチェーン、部品供給網が寸断して非常に深刻な事態に陥ったわけでありますけれども、驚異的な回復力でありました。このことはものづくり産業の力、そして、現場力がいかに卓越したものであるか、証明したわけであります。

企業を強くするのは、経営者のかじ取りとそこに働く従業員の頑張りであります。しかし、外的環境を取り除くのはやっぱり政治の役目なんでしょうというふうに私は認識しております。このような大変厳しい環境の中、県としてはものづくり中小企業の課題をどのようにとらえ、どのような振興策を今後講じていかれるのか、お伺いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 私のほうから2点答弁をさせていただきます。

まず、1点目、現在のものづくり産業を取り巻く環境、それに対する認識でありますけれども、我が国のものづくり産業はリーマンショック後の世界

的な景気後退、あるいは東日本大震災の影響、こういうもの、また、そういう動くものだけじゃなくて、先ほど議員からも御指摘のあった法人税などの事業環境、そういう構造的な問題、こういうものも含めまして大変厳しい状況下にあると認識しております。

また、経済のグローバル化と国際競争の激化の中で、今後の市場はアジアを中心とした新興国に急速にシフトしていくとともに、ものづくり技術においても新興国の急激な追い上げを受けております。

一方で、日本の中小企業の高い技術が中国をはじめとする新興国からねらわれている。そういうことに加え、為替相場が歴史的な円高水準で推移し、先行きへの大きなリスク不安も重なり、かつてない空洞化の危機を迎えております。

さらに、国内に目を向けますと、少子・高齢化、人口減少社会が進む中、国内需要の縮小とそれに伴う国内競争の激化や生産年齢人口の減少、エネルギー・環境問題、電力需給問題、こういうものに起因する国内生産の制約など、ものづくり産業にとっては、国内外の厳しい環境にさらされたまさしく岐路に立たされている、そういう状況であると強い危機意識を持っております。

私は、経済産業省に在職しているときから知事に就任するまで、たくさんものづくり中小企業を見て回り、議論も重ねてまいりました。その中で三重県には自動車、電子部品、化学、日本に誇るそれぞれの産業集積を支える高い経営理念やすばらしい技術を持つ中小企業がたくさんあることを実感しました。しかしながら、それが必ずしも製品に結びついていないことにも気づき、世に出ていない技術を再発見、再発掘し、見える化すべき重要性を肌で感じたものであります。

県内には、こういった中小企業だけでなく、日本はもとより、世界有数の国際競争力の高い大手企業もたくさん集積しており、まさしく日本のものづくりの縮図とも言うべき産業の集積、強みがあります。

ものづくり産業を取り巻く環境は大変厳しいものでありますけれども、裏

を返せば、今戦略的な取組を進めれば、三重県のものづくりの強みを生かして、明日の三重県経済、ひいては明日の日本経済の活性化につなげていけるチャンスが到来していると思いを強くしているところであります。これが1点目の認識の部分であります。

2点目、県内ものづくり中小企業の振興のために今後どのような対策を講じていくのかという点であります。

中小企業の多くは経営資源が限られております。成長に必要な研究開発、あるいは販路開拓、人材育成、こういうものに十分に組み込めない、そういう共通的な課題があります。そのためにまず強みを伸ばす。中小企業自らが事業開拓とか海外展開、そういう次のステップ、1発目はいいんですけど、次のステップが難しいものですから、次のステップに進もうとする取組を後押しすることが必要だと認識しております。

こういった認識のもと、中小企業の皆さんにはそれぞれが持つ特徴や強みを生かし、どこにも負けない三重県ならではのオンリーワン型の企業にぜひなっただきたいし、また、頑張る中小企業の顕彰という形で後押しするなど、メイド・イン・三重がブランドとして世界に打って出ていけるようにしていきたいと考えております。

一方で、中小企業が成長していくためには、先ほど申し上げましたが、新たな事業展開や市場開拓が必要条件であると認識しております。そのためには、例えば県内に立地する大手企業などへの出前商談会といった取組などにより、新たな事業展開や市場開拓を後押ししていきたいと考えております。

さらに、国際競争に打ち勝ち、成長するアジアなどの市場を取り込めるよう、中小企業の皆さんが海外展開にトライしやすい環境づくりにも重点的に取り組みたいと考えております。その海外展開の支援に当たっては、ネットワークのない中小企業が単独で行くというのはまだまだ大変難しい状況でありますので、グループで展開していけるような、そういうグループづくりとかの支援なども行っていきたいと考えております。

最後に、ものづくり中小企業にとって人づくりが成長要因の最も重要なテ

ーマの一つだと思っています。人材育成については地域産業の特性を生かした技術系人材の育成を進めるため、高度部材イノベーションセンターを中心に、四日市市、津市、伊勢市と連携して、企業の協力をいただきながら、これまでに1000名に及ぶ育成を図ってまいりました。今後はより雇用に結びつく人材の育成、中小企業の成長に必要な人材の確保といった視点から新たな仕組みづくりに取り組む必要があると思っております。

このような観点から、今後検討を行うみえ産業振興戦略の中で、ものづくり中小企業がいかに成長していけるかについても一つの大きな柱と位置づけ、しっかり議論し、その方向性を定め、より効果の高い振興策に取り組んでいきたいと考えております。

〔 5 番 彦坂公之議員登壇 〕

5番（彦坂公之） 今、ものづくりの取り巻く環境等々について答弁いただきましたけれども、私の認識とそうは変わらなくて、ピンチをチャンスに変えるということで、戦略計画をきちっと立てて推進していこうということがあります。課題としては技術の高度化であったりだとか、人材育成、販路の開拓、3点について答弁いただいたんだろうというふうに思います。

技術の高度化ということは、その企業の収益のみならず、その企業がその地に進出しようとしたときに、その地場にどんな技術を持った企業が張りついているかというのも重要な選択肢の一つだと思いますので、ぜひこの辺も、根本は企業の努力なんだろうと思いますけれども、サポートできるようなところはぜひお願いしたいと思います。

それと、人材育成であります。これもいろんな市町でも中小企業、人材育成、大変だということで、いわゆる団塊の世代の方々が今、失礼ですけど、まちにあふれているというか、昔とったきねづかでそのの方々がその技術を持って中小企業へお邪魔して、品質、生産管理、そして、経理まで事細かにコーチングしているというような事例もございます。

そして、もう一つ、将来的な人材育成ということでありますけれども、実は私の関係する金属部門の集合体の組織があるんですね。金属といいますと、

電気だとか鉄鋼、そして、工作機械、そして、自動車なんかが集まってやっているんですけれども、そこが毎年、親子ものづくり教室というのを開いています。これは結構やっているんですけれども、最近の子どもは、簡単なプラモデルを組み立てていただくんですけれども、なかなか説明が読み取れなくて組めないという事象が最近顕著になってきているという話を伺っています。我々が子どものは切手収集とプラモデルというのは男の子の必ず通った道なんだろうというふうに思っていますけれども、最近はどうもゲームだとかバーチャルの世界に興味があるようで、なかなかこのものづくりに興味を示していただけないということで、将来的には教育段階でいかにものづくりを教え込んでいくかというのも、そういった施策も今後必要なんだろうと思います。

販路の開拓ということは、ぜひ情報を共有していただいて産業界と行政がタッグを組んでやっていただくように思います。

次の質問に入りますが、県内産業といいましても多様な業種があるわけがございます。三重県のものづくり産業を見ますと、近年は電子部品、そして、電気機械が伸びておるわけでありまして、自動車関連の輸送用機器の製造出荷額というのは、全体のまだ25%以上を占めているわけでありまして。

また、自動車は1台当たり約3万点の部品で構成されています。その素材も、金属、プラスチック、ガラス、ゴム、そして、塗料に使う顔料まで、非常に多様で、すそ野の広い産業であります。その動向がやっぱり、先ほど知事もおっしゃられましたけれども、県内産業の経済に非常に大変な大きな影響を与えるということでもあります。

県はこれまで、この分野の振興策ということでいろいろ対策を講じてきたと思いますけれども、その内容と今後どんな新たな対策を講じようとしているのか。そして、6月補正予算で計上されておりました自動車産業関連の事業費の取組と進捗についても伺っておきます。

以上、お願いします。

〔山川 進農水商工部理事登壇〕

農水商工部理事（山川 進） 私のほうから、輸送用機器関連産業振興をこれからいかにしていくのかというようなことについてお答えをいたします。

議員も御指摘されましたように、平成21年度工業統計調査におきましては、輸送用機械器具製品の出荷額に占める割合は26.3%と、県内におけるシェアが一番高くございます。また、プラスチック、ゴム、金属製品などの業種におきまして、自動車関連の企業が多いことから、これらを加えますと、製造品出荷額全体に占める割合は約44%と増加いたしまして、自動車関連産業は本県の重要な基幹産業となっていることがうかがえます。

自動車産業におきましては、内燃機関からプラグインハイブリッド車、電気自動車、燃料電池自動車など、いわゆる次世代自動車へとシフトしていく動きがあります。また、昨今、世界各国の自動車メーカーにおきましては、低燃費化の動きが活発化し、相次いで新型車が発表されております。

今後、自動車がどのような形でシフトしていくにしましても、その過程におきまして、軽量化、省エネ化などの技術への対応は今後も不可欠なものであると考えております。

そのことから、今年度から自動車の軽量化、省エネ化につながる基盤技術の高度化を目指しまして、新たな素材や加工技術に関する情報提供と県内中小企業が行う試作、テストを支援する研究会を県工業研究所が中心となりまして、素材メーカーや大学の協力を得て開催をいたしております。

具体的な取組としましては、本年8月から開催してございまして、アルミ合金や炭素繊維強化プラスチックなどの軽量素材、異なる金属、素材の接合技術及び強度、強さの度合いですが、シミュレーションによる設計支援技術のテーマを設置いたしまして、既に50社以上、各研究会に合計で延べでいきますと70社の方の参画を得ております。

今後、自動車メーカーや業界の動きを的確にとらえた取組を進めるため、自動車メーカー等のセミナーを開催するなど、ニーズの発掘に努めるとともに、研究会をさらに発展させて、例えばハーネスなどの軽量化の具体的なテ

ーマについても展開していきたいと考えております。

さらに、研究会活動の充実に向けましては、自動車メーカーと連携した自動車関連技術の調査を実施し、大手企業と県内中小企業のネットワーク構築による今後のビジネスチャンスの拡大を図るなど、本県自動車産業の振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔 5 番 彦坂公之議員登壇 〕

5番（彦坂公之） 自動車の新しい技術を今後見きわめながら、いろんな御対応を図っていただけるということでありますけれども、先般、公明党の今井議員の質問の中で、山間部といいましょうか、ガソリンスタンドが非常に閉鎖が多くて困っていらっしゃるというふうな質問がありましたけれども、その中で知事は、そういった中山間地ではぜひ電気自動車なんかも視野に入れながら施策を展開していくことも必要なんじゃないかというふうにおっしゃってありました。自動車も今後は電気自動車、EV、これが多分普及していくということで、非常に走行距離だとか、まだまだ電池が非常に高いということがございまして、これを行政がいろんな、18都府県だったと思いますけれども、いろんな導入目標を掲げてコストを抑える下支えをしていこうなんていう動きもありますし、充電ステーション、これを島根県なんかは観光ルートに置いて、電気自動車で観光をめぐるなんていう動きも出てきておるようでありますので、ぜひそういったところにも検討をお願いしたいと思えます。

それと、ちょっと1点お伺いしたいんですけれども、先ほど自動車の、工業研究所が主催するいろんな部材、アルミ合金等々の研究会をやっているということでありますけれども、これも各市町でも実はやっておるところがありまして、産学官連携でやっているようなところもあります。こういったこともかぶって、こう言っでは失礼ですけど、無駄なことなんだろうと思えます。ぜひこういったところも連携をとってやると非常に予算的にもいいんじゃないかなと思いますけれども、そういった対応はどうか。

農水商工部理事（山川 進） ぜひとも今後、各市町と連携をしながらやっていきたいと考えております。

以上でございます。

〔 5 番 彦坂公之議員登壇 〕

5 番（彦坂公之） ありがとうございます。

次に、ちょっと今も出ましたけれども、ものづくり活性化の様々な取組を展開する新しい動きというのが出てきています。なかなか一つの企業では技術的、あるいはコストもありますけれども、なかなかクリアできない新技術と、これらの開発にいるんな企業がコラボレーションしながら技術力を高めていこうというところであったりだとか、あと、市町がものづくり支援をする部署を立ち上げて今積極的に活動しておる事例もあるようであります。こんな新しい動きに対しまして県として今後どのようにサポートを行っていくのか、お伺いしたいというふうに思います。

〔 山川 進農水商工部理事登壇 〕

農水商工部理事（山川 進） 今後の中小企業の課題に向けてどのように取り組んでいくのかと、新しい動きでございます。

県では、中小企業の技術課題や人材育成などに取り組むため、四日市にございます高度部材イノベーションセンターにおいて課題解決道場を開設し、例えば鋳造における IT 技術の活用など、企業と13件の研究会を実施するとともに、県工業研究所では蓄電池などのエネルギー関連や陶磁器のデザイン開発について企業と30件の共同研究を行い、企業の課題解決を行ってまいりました。

県内の市町におきましても、鈴鹿市ものづくり産業支援センターをはじめ、津市、伊勢市などでもものづくり産業支援のための組織を設け、中小企業の課題解決に取り組んでおります。

今後は、四日市にございます高度部材イノベーションセンターや県工業研究所による支援と市町の支援機関による取組等の連携をさらに深めていきたいと考えております。

また、中小企業単独では課題の対応が困難であるため、複数の中小企業がそれぞれに得意とする技術やネットワークを持ち寄り、共同した研究開発や新たな取引につなげるため、昨年、四日市市内の企業が試作サポーター四日市、これは16社で構成しております、また、桑名市の企業が桑名ものづくりPROJECT、これは15社で構成しております、が設立され、その成果といたしまして、試作サポーター四日市が新製品を海外に展開するため、国のJAPANブランド育成支援事業に採択されているほか、桑名ものづくりPROJECTでは、三重大学から脊椎に埋め込んで固定するインプラントの試作を受注するなどの動きが見られております。

このような取組に加えまして、本年、鈴鹿市の企業が鈴鹿ブレインヴィレッジ、16社と、あと、単体の3者とか、お一人とか、そういった構成で設立をされ、伊勢市におきましてもプランクール伊勢、これは5社で構成しておりますが、設立されており、全国でも本県は最も活発な動きが展開されている地域となっております。

県では、こうした取組を促進するために企業のまさにOBの人材の方をコーディネーターとして配置をし、展示会等で使用する試作品の製作に必要な原材料費補助などにより支援を行ってまいりました。このような連携は企業の技術開発の気づきや新たな販路開拓に向けて重要であるため、今後とも市町と一層の連携を図りつつ、企業のネットワークづくりに対しても支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

〔5番 彦坂公之議員登壇〕

5番（彦坂公之） 積極的により連携をとりながら進めていただけるということで、1点、高度部材イノベーションセンター、AMICでありますけれども、先般の事業仕分けの対象となっております。私としては、今理事が力強く語っていただいたので、本来ですと、ぐっと踏ん張っていただきたいというふうに思う次第でございますので、ぜひプライドを持ってやっていただきたいなというふうに思います。

これでもものづくり支援についての質問を終わりますけれども、産業振興戦略の策定ということで、知事は先般の質疑の中でも1000社ぐらいを回っているいろんなことをリサーチしながら今後は立てていくんだということでもあります。ただ、1点、この産業政策、非常に産業界はスピードが早いわけですね。行政のスピードと全く比べものにならないほど早いということでもありますので、たんびたんびに見直しをしているんなものを変えていっていただかないと、根っこの部分はいいですがけれども、すぐそういう戦略をつくった本が古文書になってしまうというふうに思いますので、その辺、タイムリーにやっていただきたいなというふうに思います。

次に、電力需要への対応に移りたいというふうに思います。

東日本大震災の影響から電力供給源の減少によりまして、国民全体で節電に取り組んで大規模停電を回避するというので7月から様々な対応をとってきたわけでございます。家庭での節電はもとより、産業界ではサマータイム制の導入であったりだとか、休日を変更する輪番休業、三重県においても庁舎、あるいは地域機関が一丸となって取り組んでこられたというふうに考えております。

特に一部の業界で実施されました輪番休業につきましては、県当局並びに市町の公立、あるいは私立の保育所関係者、そして、放課後児童クラブの関係者等々子育て施設の皆様には大変御苦勞をかけたんだらうというふうに思います。

また、輪番休業を実施した業界の従業員の皆さんも家庭生活をある意味犠牲にしながら、子育て世代と介護している世代というのが一番きつかったというふうに伺っておりますけれども、それらを何とか頑張っていただいて対応していただきたらうと思います。

これらの取組に対して知事の評価と、あわせまして、この冬も非常に電力不足への懸念が広がっているということでもあります。この冬の対応について知事のお考えをお伺いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 夏季の電力需要への対応の評価、そして、この冬への対応についての御質問であります。

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故、中部電力浜岡原子力発電所などの運転停止、こういうものに伴って電力が逼迫するおそれがあるということで、電力会社からこの夏の節電について要請がありました。

県では、直ちに私が本部長となり、5月16日に三重県エネルギー対策本部を設置するとともに、電力会社から直接電力需給の詳細について状況を聞き取った上、県民の皆さんや約230の事業者、各種団体の皆さんへ節電の呼びかけを2度にわたり行いました。

県民の皆さんや事業者、各種団体の皆さんには省エネ、節電に御協力いただき、特に自動車業界などにおいては勤務を木、金曜日から土、日曜日にシフトし、電力使用を平準化していただきました。

中部電力に確認させていただきましたところによりますと、企業の勤務日のシフトによる最大消費電力の抑制効果は、当初、中部電力が予測していた約180万キロワットを大きく上回り、約250万キロワットに上ったと聞いております。電力危機回避のため多大なる貢献をいただいたことと認識しておりますし、大変感謝をしております。

また、県庁においても、窓際の照明消灯、エレベーター運転台数の削減、クールビズの前倒しなど、省エネ、節電に努め、その結果、6月から8月の電力使用量は前年度に比べて県施設全体では約6%減、本庁舎に限っては約16%減となりました。官民合わせたこれらの取組により、電力不足が懸念されたこの夏を無事乗り切ることができたと考えております。

しかし、引き続きこの冬についても厳しい電力需給状況が予測されております。できるだけ早い時点で電力会社から直接この冬の電力需給に関する状況を聞き取った上、この夏の取組の検証も踏まえ、対応を検討し、取り組んでいきますので、県民の皆さんや事業者、各種団体の皆様には引き続きの御協力をお願い申し上げます。

〔5番 彦坂公之議員登壇〕

5番（彦坂公之）先ほど申し上げましたように、この冬も非常に厳しいということで、夏場はピークが昼過ぎ2時ぐらいに来るんですけども、冬はどうしても暖房を入れる関係ですずっと高い、ピークがずっと続くということでございますので、ぜひ県民の皆様方にも知事のほうからもよろしくPRをしていただきたいと思います。

最後に、スポーツ振興について伺います。

この質問については、今定例会3人目でありますけれども、22日に館議員より告知していただいておりますので、予告どおり行いたいというふうに思います。

施設整備につきましては、子どもたちに夢や希望を与えるゲーム観戦ができるような施設整備をぜひお願いしたいと思います。先般、プロ野球もJリーグも見られやんのは三重県と島根県だということでありましたが、しかしながら、知事、卑屈になる必要は全然ないのであります。なでしこリーグがあります。日本女子ハンドボールリーグ、そして、ラグビートップリーグ、そして、モータースポーツに目を向ければ、いよいよ来週からF1、これは世界で今年度1カ所です。日本で1カ所なのでなかなか誇るべきもので、8時間耐久レースと。先般、知事も多分大会名誉総裁ということで観戦されたというふうに伺っておりますけれども、こういったものがあるので、ぜひあわせてこういったことも知事の発信力をもってPRしていただきたいと思いますというふうに思います。

2点について質問させていただきます。

平成30年のインターハイと平成33年には国体を誘致するという意向を表明されました。バックボーンには、スポーツをかりて県民の力を内外に示すんだということでありました。誘致が決まったならば、速やかにプロジェクトを立ち上げて今後の事業計画を立てていかれるというふうに思いますが、ぜひ早目早目に市町への投げかけですか、会場改修など、予算支援も当然伴うんでしょうけれども、そんなことを市町に早目に投げかけていただきたいと思いますということと、もう一つは、あわせまして、これはちょっと知事にお伺いした

いんですけれども、どのような国体にするのか。この2点、お伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 国体の開催に当たってどのような国体となることを目指しているのかという御質問でございます。

本県では昭和50年、私が生まれた翌年でありますけれども、「たくましくあすをひらこう」をスローガンに第30回三重国体を開催しました。簡素、清潔な大会運営や本県選手団の活躍による大会の成功は、県民に自信と誇りを与えました。国民体育大会を開催することは、スポーツの振興、県民総参加による郷土意識の高揚と地域づくり、開催県の情報発信に寄与するなど、大変意義のあることであります。

本県が目指す国体の姿については、準備のための組織体制が整った後、関係者の御意見をいただきながら、開催基本方針などの策定の中で具体的に位置づけていくこととなりますが、先ほど議員からも御指摘ありましたとおり、先手先手で早目早目に進めてまいりたいと考えております。

こうしたことから、県としましては、国民体育大会等大規模な大会の開催が本県競技力の向上、人づくり、地域づくりにつながるような大会を目指して頑張りたいと思います。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

教育長（真伏秀樹） 私のほうからは、市町との連携について御答弁申し上げたいと思います。

先ほど御紹介ございましたように、平成30年の全国高等学校総合体育大会の開催、それと、平成33年の国民体育大会、それに引き続きます全国障害者スポーツ大会の開催招致に向けた取組を進めているところでございます。

これらの大規模な大会の開催につきましては、全県を挙げての取組とするために、市町のスポーツ施設の御協力、大会運営、おもてなしなど、市町との連携が大変重要であるというふうにご考えておるところでございます。

今後、本県におきましても、国民体育大会の開催に向けまして、市町、そ

れから、関係機関、三重県体育協会等との関係団体と連携をいたしまして、まずは準備のための組織体制を整え、開催の基本方針、開催準備総合計画等の策定に取り組んでいきたいというふうに考えております。その中で市町との連携のあり方等についても検討いたしたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔 5 番 彦坂公之議員登壇 〕

5 番（彦坂公之） 時間がありませんけど、知事、答弁いただいている早目早目の手当てをぜひお願いしたいと思います。グラウンドの規格はクリアするというのは絶対条件でありますけれども、見えを張った三重国体ではなくて、身の丈に合った手づくり三重国体を目指していただきたいと思います。

みえ県民カビジョンのおおむね10年間というのは、この国体の開催の年に合致するわけであります。選手の皆様は競技種目で競争、あとの県民の皆様は協創して国体を上げると、作り込むということをぜひお願いしたいと思います。

私、昭和50年の第30回三重国体、私は高校1年生でございまして、熊野市ではソフトボール会場でグラウンド整備のお手伝いに行った記憶があります。あのときの達成感というか、妙な達成感がある。まさにそういったことが幸せを感じるひとときであったというふうに思います。

今後、みえ県民カビジョン、そして、行財政改革の成案が出されてくると思いますけど、前向きにクリエイティブできるような議論をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。本日はありがとうございました。

（拍手）

休

憩

議長（山本教和） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時1分開議

開 議

副議長（中村進一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

副議長（中村進一） 県政に対する質問を継続いたします。33番 津田健児議員。

〔33番 津田健児議員登壇・拍手〕

33番（津田健児） 皆さん、こんにちは。四日市市選出の自民みらいの津田健児でございます。8年ぶりの登壇ということで、何か異様な緊張感と不思議な感覚があるわけでございますけれども、フレッシュマンの気持ちで質問をさせていただきたいと思っております。

二、三年前まではよもや県議としてこの場で一般質問をさせていただくとは思ってもみませんでした。そういう意味においては、鈴木知事も同様だというふうに思っています。よもやそこの知事席に座っていただいて津田健児の質問を受けるとは思っていなかったのではないかなというふうに思っております。私の好きな言葉に、人は宿命に生まれ、運命に挑み、それから、使命に燃ゆるという言葉があります。どうか知事は大きな使命感、運命に挑んでいただいて、これから頑張りたいと思っております。

私と知事のおつき合いというのは非常に浅くて、二、三年ぐらいだったと思いますけれども、その二、三年の間に非常に親近感がわいた場面が2回ありました。

一つは、知事の衆議院選挙のとき、演説会で、政治家として一番大事なものは、大切なのは覚悟だということをおっしゃっておられました。覚えていらっしゃるでしょうか。小泉元総理の出来事を引き合いに話に出して、なぜ小泉総理があれだけの大きな支持を得て総選挙に勝っていったか、圧勝していったかという、やっぱり最後の解散のときにおれは殺されてもいいんだと。殺されてもいいから郵政をやりたいんだと、解散をするんだというその捨て

身の覚悟が国民の胸に響いて、あれだけの圧勝を国民が与えたんだというふうに思っております。

この三重県で教育といえば、非常に一つの団体のすごい強いところでございますので、これからもし鈴木知事がこの教育、人づくりに対して熱い情熱、覚悟を燃やせば燃やすほどいろんな反対があろうかと思えますけれども、頑張っていたきたいと思えますし、また、我々も、燃えて骨になったら、何人かの多くの自民党県議があなたの骨を拾いに行きますので、そういうことを頭に入れて頑張っていたきたいなというふうに思っております。

それでは、感謝の気持ちを持って、通告に従い、質問させていただきたいと思えます。

まず、知事が目指す三重の教育・人づくりについて、知事の覚悟を改めてお聞きしたいと思います。

私は、過去、3人の知事を見てまいりましたが、鈴木知事ほど熱く教育を語り、教育に情熱を注ごうとする知事はいませんでした。そして、県民がその姿を見て知事に1票を託した人も多かったと思えます。私もその1人でございます。

たくさんの方の執行部の方が座っておられますけれども、知事は前に座っておられる中で県民の思いを背負った選挙で選ばれた唯一の人であることを認識していただきたいと思います。少なくとも教育委員会よりも知事は県民の思いに近い存在であり、県民に対し、より重い責任を持っておられます。

前回の定例会で地方教育行政の組織及び運営に関する法律の話がありましたが、しかしながら、地方自治法第138条の3第2項では、「普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。」と定めています。それは、知事と教育委員会是对等、独立した機関ではありますが、このことは両者がそれぞれ全く独自に教育に関する管理、執行することを意味することではなくて、両者は密接な連携が必要だということでございます。

今週月曜日、我が会派の竹上県議と中嶋県議とともに大阪府議会にお邪魔をし、今定例会で議提で予定をしております大阪府教育基本条例について、2人の府議会議員の方々に丁寧に説明をいただきました。その条例の目的は、教育行政から余りに政治が遠ざけられ、教育に民意が十分反映されていない不均衡な役割分担を改善し、政治が適切に教育行政における役割を果たし、民意が確実に教育行政に及ばなければならないということでございます。例えば一例でございますが、知事は教育委員会の協議を経て、知事こそが教育に対する指針を示して教育委員会にやらせようという条文もあります。

鈴木知事は熱っぽく教育、人づくりを語り、県民の思いをその背中に重く背負って当選をいたしました。今あなたの胸に描いている教育への思いは県民の一番近いところにいます。幾つかの公約を掲げておられましたけれども、その意気込み、覚悟を教えてください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 教育にかける私の覚悟ということで御質問をいただきました。津田議員の応援団も本日もたくさん来られていますので、しっかりと答弁をさせていただきたいと思っております。

松下村塾で有名な吉田松陰は、学は人たるゆえんを学ぶなりと。学問とは、人間はいかにあるべきか、いかに生きるべきかを学ぶこと、人として身につけるべきことを身につけていく、これが教育だと吉田松陰さんはおっしゃいました。人としてしっかりと生きていくためには、教育、学ぶことが最も大切であるということ、私もその思いを同じくしており、教育は県政における最優先課題の一つであると考えております。

私は、公務員時代、官邸スタッフとして教育再生会議に深くかかわっておりました。その教育再生会議をフォローする形で設置された教育再生懇談会の第三次報告において、知事は教育委員の任命、教育に関する予算案、条例案の作成など教育に関しても重要な権限を有しており、教育行政の成果は、首長の果たすリーダーシップに帰するところは大きく、その意味では、首長は、地方公共団体の統轄者として教育行政についても重要な責任を担ってい

ると記載されております。まさに私も同感であり、意を強くしているところ
であります。

こうしたことから、議員御指摘にもありましたが、知事としてのリーダー
シップをしっかりと発揮し、また、教育委員会とも日常的な意見交換や議論
等を通じて教育に対する私の思いを伝えていきたいと考えております。

私自身の教育への思いについては、さきの6月会議の知事提案説明で次世
代の育成は欠かせない未来への投資であり、どんな家庭、どんな地域、どん
な学校に通っていても、学力と規範意識を身につける機会を保障すべく、教
育の再生にしっかりと取り組んでいくことを表明していますが、その思いは
一切ぶれるところはありません。

現在、教育改革推進会議において特に重要なテーマの幾つかとして、学力
の向上、キャリア教育の充実、郷土教育の推進、地域とともにつくる学校づ
くりの四つのテーマで議論をしていただいているところですが、こうした議
論を踏まえ、本県の教育の一層の向上に向けて具体的な取組につなげると
ともに、教育関係者をはじめ、大人みんなが当事者として、まさに県民力を結
集して、立場の垣根を越えて一体となって取組をつなげていきたいと考えて
おります。

〔33番 津田健児議員登壇〕

33番（津田健児） 知事は私の応援団と言われましたけど、知事の応援団で
もありますので、前向きな答弁をよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

覚悟をお聞かせ願ひました。それと、もう1点お伺ひしたいと思ひますが、
大阪府の条例、教育基本条例でありますけれども、そもそも、理由は先ほど
述べましたけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中に知事
の役割だとか教育委員会の役割ということがある程度明記しておりますけれ
ども、非常にあいまいなところもあるのも事実です。多分、知事はその覚悟
と情熱と、それから、憎めない人間性ですかね。以前、副議長と御飯を食
べたときに、知事はやりづらいわとおっしゃるんですね。それで、多分その子
どものような純粋な姿勢というか、視線というか、そういうものが責められ

ない人間性を生んでいるんだと思いますけれども、鈴木知事が知事でおられる間は、教育だ、人づくりだと言えと思うんですけれども、もし仮に鈴木知事が何らかの理由で退任されたとき、後の知事がやってきましたと。以前のような教育行政に戻るとも限らないと思います。ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では担保ができないような条例だとか、規約を用意するお考えはあるか、お聞かせ願いたいと思います。

知事（鈴木英敬） 確かに人がかわってしまうとその方針や方向が変わってしまうということがあってはならないというふうに思いますので、今現状においては三重県は教育ビジョンがあって、それに基づいてやっていくわけですが、私はそれにさらにプラスアルファということで今、会議をやっております。ですので、それが私の思いをつなげていく、あるいはみんなで作った思いをつなげていくということは大切ですので、それが条例や規則という形がいいのか、先ほど申し上げたようなビジョンとか計画みたいな形がいいのかわかりませんが、しっかりと、やっぱりころころと方針が変更するということはよくありませんので、思いがしっかりつながっていくような方策についてはしっかりと検討していきたいと思います。

〔33番 津田健児議員登壇〕

33番（津田健児） わかりました。通告に言っていなかったので申しわけないです。

それでは、次の質問に進めさせていただきたいと思います。

道徳教育についてでございます。

知事の、未来展望みえの会の政策集の公約の中には、「最も日本人らしい三重県人となるための教育を推進（国語教育、歴史教育、道徳教育、武道教育）」とあります。鈴木知事は先ほども述べられましたが、安倍政権時代、教育担当として官邸に入られたようなことを私は以前聞いたことがあるんですけれども、短い政権ではありましたが、なかなかできなかった教育の憲法とも言われる教育基本法の改正や、道半ばではありましたが、教育に関していえば、私は価値あるというか、よかったなとは思っておりま

す。

その中でも、心のノート全生徒への配布は、心の道徳心、倫理観、公德心等の形成にとってもいい影響があったことと思います。しかしながら、政権が変わり、事業仕分けが始まると、この心のノートは不要とされ、今年度から配布されなくなりました。必要があればインターネットからプリントしてくださいという方向になったわけでございます。非常に残念でなりません。

私は、学校の教科、国語、数学、算数、すべてそうでございますけれども、教科に教科書があるのに、最近のモラルの低下、道徳心の欠如と言われて久しい時代に児童・生徒に配られる教科書、教材がないのはいかかなものだというふうに思っております。

知事の掲げる最も日本人らしい三重県人となるための教材、あるいは知事が携わってこられたであろう心のノートの配布について、知事のお考えをいただきたいと思っております。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 道徳教育についての御質問でございます。

道徳とは、人間が無意識のうちに世の中に存在するものとして認識している正邪善悪の規範という意味であるということであります。また、社会学者によりますと、その研究においても、道徳的な知識、理解、行動というものの子どものときの経験と学習に由来するとされておりまして、学校教育における適切な道徳教育はその後の子どもたちの人生のために極めて重要であると考えております。

また、先ほど触れました、議員からも御指摘がありました教育再生会議では、様々な教育課題について提言がなされ、その一つに徳育の充実が挙げられ、先ほど御指摘にありました心のノートについても触れたところであります。

私は、三重県知事としてたくさんの伝統文化や豊かな自然に囲まれた三重県で日本人らしく礼節を重んじ、謙虚で他者への思いやりを持った人間を育てていけるよう、道徳教育の充実が必要だと考えております。

心のノートは学習指導要領に示された児童・生徒が身につける道徳の内容をわかりやすくあらし、道徳的価値について自ら考えるきっかけとなるものとして作成された教材であります。県内の小・中学校では、道徳の時間に子どもたちが身につける道徳の内容をわかりやすく示した心のノートが活用されていると聞いております。平成20年度のデータであります、小学校では100%、中学校では99.4%で活用していると聞いております。

また、道徳教育のために作成したものではありませんが、本県では、教育委員会が郷土について自信を持って発信できる人材育成を図るため、教材「三重の文化」を作成しているところであります。この中には、四日市港の築港のために活躍した稲葉三右衛門などの、郷土のために尽くした先人の偉業も掲載されており、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心の育成に資するものと考えております。

家庭や地域と協力しながら子どもたちの規範意識を養うとともに、豊かな人間性をはぐくんでいけるよう、道徳教育の一層の充実に取り組むことが必要であると考えております。

〔33番 津田健児議員登壇〕

33番（津田健児） ちょっとすれ違い答弁だったと思いますけれども、私がお聞きしたいのは、例えば心のノートに携わられたのかどうかわかりませんが、心のノートの配布をもう一度しようだとか、あるいは先ほど知事が語っておられましたいろんな思いが込められた教材を子どもたちに配布しようだとか、そういうことをお聞きしたいなと思っておったんです。

私は7月、四日市市、地元の中学校、小学校の道徳の授業の風景を見学しに参りました。ある中学校は今年度から修学旅行先を東京から広島に変えたみたいで、その修学旅行の反省会も含めて、原発の恐ろしさだとか、戦争の悲惨さみたいなものを多分教えていらっやっったのではないかなというふうに思っているんですが、やっぱり共通した教材がないと個々の先生、学校に任せっ切りになってしまうと思うんですね。だから、最も日本人らしい三重県人をつくっていかうと、その思いは非常にすばらしいかと思っておりますけれど

も、共通した教材、副教材みたいなものを私は作成するべきだと思いますが、もう一度考えをお聞きします。

知事（鈴木英敬） まず、心のノートの配布、教育再生会議のときに携わったかどうかということにつきましては、特に第二次提言というところで徳育の充実と親学、家庭教育のところについてやっておりましたので、ちょうどまだ私も教育再生会議の第二次提言のところまではスタッフでおりましたので、その文言を書くことについて間接的にといいますが、携わっておりました。また、特にそのときは総理補佐官でありました山谷えり子現参議院議員が心のノートの配布について非常に強い思いを持っておられ、私、その補佐官室に籍も置いておりましたので、その思いを強く聞いておりましたから非常に重要な取組であると認識しています。

それから、今後さらに配布していくかどうかということについては、確かに今、道徳の時間においても心のノートをやったり、あるいは新聞記事を使ったり、DVDを使ったり、民間教材の読み物だったり、非常にばらばらに使われているのが現実であります。また、その道徳教育実践研究事業指定校というのもありますけれども、やはり議員御指摘のように、しっかりと全体として共通のというのも大変重要なことだと思いますので、市町の現状なんかも聞きながら、まず、しっかり現状把握して今後の方向性について議論したいと思います。

〔33番 津田健児議員登壇〕

33番（津田健児） 現状把握も非常に大切なことだと思いますけれども、知事に珍しく、多分、教育委員会から配られている原稿を読んでいませんか。やっぱり知事の言葉で、知事の思いで私にぶつけていただいたかったなと私は思っております。ふだんの、以前の鈴木知事の教育にかける思いと今その場で立って発言している鈴木知事とは何か別人格、別人間じゃないかなと思わせていただきました。

それでは、たくさんありますので、次の質問をさせていただきたいと思えます。

学校自己評価、学校関係者評価、学校評議員制度の活用についてでございます。

道徳教育は、皆がその重要性を認めながらも以前は道徳の時間に別の主要教科を教えたり、ホームルームのような時間に使われたり、先ほど言いましたように、統一された教材がなかったり、あるいは県教委が提供する研修プログラムは、道徳教育は他の教科よりも非常に少ない状況でございます。道徳教育の重要性と反比例するかのごとく、教育環境が整っていないと思います。

私は、その理由に、道徳という教科には評価される仕組みがないからだと思います。道徳に点数や成績をつけるわけにもいきませんし、入学試験に道徳を入れることもできません。どうやって評価される仕組みを整備していくのか。そう考えると、平成19年10月、学校教育法施行規則の改定により新たに設けられました自己評価、学校関係者評価、あるいは学校評議員制度の評価項目に道徳を入れることを提言いたします。

どちらの制度も積極的な情報公開、説明責任を通じて、保護者や地域住民の理解と参画を得て、よりよい学校づくりを目的にしている制度でございます。学校で行われている道徳の授業について、学校内部で活発に議論をしていただき、PTAや地域の方々から評価をしていただき、批評をしていただき、学校教育における道徳の重要性が高まるものと考えます。当局の御所見を賜ります。

次の質問に入ります。

教育基本法第15条では、「宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。」とあります。また、学校教育法施行規則第50条第2項では、私立学校に限り、宗教の時間をもって道徳の時間にかえることができます。世界200カ国以上あるわけですが、ほとんどの多くの国が宗教教育を行い、アメリカやフランスも宗教教育を禁じている数少ないマイノリティーであります。宗教に対してはかなりの配慮をしております。それは教育において

万国共通、だれもが宗教の重要性を認識し、子どもたちの健全な成長には宗教心は欠かせないものと考えられるからだと思います。

学習指導要領では、道徳の時間で教えなければならない内容が幾つかありますが、幾つかの例を言いますと、自然を大切にすること、動植物を大事にすること、父母、祖父母を敬愛すること、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を持つこと、郷土を愛することなどです。それらは宗教でしかなかなか伝わらないものや宗教によってさらにうまく子どもたちに伝わるのがたくさんあるかと思っています。

例えば、自然は大事だから大切にしろということよりも、山や海や川には神が宿るので、恐れたり、畏怖、恐れるような気持ちが出てくるわけがあります。それとか、郷土愛ですけれども、なぜ三重県が三重と呼ばれるようになったかのゆえんも、四日市市の采女にあります、永田県議の地元でございませけれども、杖衝坂という坂があって、そこに日本武尊、神話上に出てくる武士でございませけれども、非科学的な存在でございませけれども、日本武尊がその坂を上っていったときに余りにも急だったもので体を三重に折り曲げたと。だから、この地を三重とするというふうになったゆえんだと言う方もおみえです。そういう意味で、宗教教育を、宗教を通じての教育を道徳教育に入れたらどうだということを提言させていただきたいと思っています。

次に、国を愛する心についてでございます。

教育基本法の改正によって国を愛することが明記され、指導要領の中にも郷土愛とともに道徳の時間に国を愛する心を教えていくことになりました。実際しっかりと教えられているのか、当局にお伺いしたいと思います。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

教育長（真伏秀樹） それでは、3点お尋ねでございますので、順次お答えを申し上げます。

まず、宗教心、それを道徳教育のツールとして活用してはどうかという部分でございませけれども、近年、人間関係の希薄化が進み、地域の大人との交流、それから、異年齢集団での経験とか体験等、そういう活動が大変少な

くなってきておりますので、他人を思いやる心などがはぐくまれにくい状況にあるかというふうに考えております。

先ほど御紹介ございましたように、学習指導要領の道徳教育の中にも、自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心を持ち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めることや父母、祖父母に対する敬愛の念を深め、家族の一員として自覚を持って充実した家庭生活を築くことなどが示されておりました、これに基づき各学校の道徳の時間等において指導がなされているところでございます。

また、総合的な学習の時間でございませうかと、特別活動の時間等を活用する中で勤労体験や社会奉仕活動、様々な体験活動が実施をされておりました、こうした体験活動の中で感じたことを、考えたことを道徳の時間の中で話し合う、そういうことで思いやりなどの豊かな人間性を深める指導が一層充実するというふうに考えておるところでございます。

県の教育委員会といたしましては、今後ともそれぞれの小・中学校が家庭や地域と協力をしながら、子どもたちの豊かな人間性をはぐくんでいけるよう、市町教育委員会と連携して一層の道徳教育の充実にも取り組んでまいりたいと思います。

二つ目が国を愛する心の育成についてでございます。

未来を担う子どもたちには、豊かな心を持ち、国際社会における日本人としての自覚を養うことが必要であると考えております。そのためにも、子どもたちの発達段階に応じ、身近な地域、我が国、そして、世界の国々についての視野を広げる中で自らの国のよさを知り、郷土の伝統や文化を受けとめ、それらを継承、発展させることが重要であるというふうに考えております。

国を愛する心につきましては、平成18年の教育基本法の改正により、教育目標の中に伝統や文化を尊重し、我が国と郷土を愛することなどが規定をされたところでございます。そして、この趣旨を踏まえ、学習指導要領では、例えば小学校の高学年の道徳において、郷土や我が国の伝統文化を大切にし、先人の努力を知ること、郷土や国を愛する心を持つこと、外国の人々や文化

を大切にすることをもち、日本人としての自覚を持って世界の人々との親善に努めるなどが示されたところでございます。また、各教科等におきましても、伝統や文化に関する教育の充実などが図られてきております。

現在、県の教育委員会では、教育改革推進会議におきまして、国際化、グローバル化に対応した郷土教育についての議論を進めているところでございます。そうした審議の中で委員の方からも子どもたちが自発的に地域への興味、関心を持ち、それを継続するという視点での取組が大変重要であるという点などが指摘をいただいているところでございます。

今後、こうした意見も踏まえまして、国を愛する心や我が国の伝統、それから、文化等郷土を大切にすることを醸成にも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

三つ目が道徳教育の取組との関連で学校関係者評価の活用についてでございます。

御指摘等ありましたように、現在、保護者の方でございますとか、地域住民の方が学校経営に参画をしていただく地域に開かれた学校づくりとして、学校評価、それと、学校評議員制度等の仕組みが打ち出されておるところでございます。

学校評価につきましては、学校自らが日ごろの教育活動等を評価する自己評価の部分、それと、その結果を保護者、地域の住民等の学校関係者の方が評価していただきます学校関係者評価というのがあるわけでございます。また、評議員制度ということで、校長の学校運営全般に対しますアドバイザーとして評議員の方のそれぞれ役割があるというところでございます。

これらの制度を活用いたしまして、学校の現状や抱える課題を保護者や地域住民の方々に情報提供いたしまして、話し合い、ともに考えることでそれぞれの地域にふさわしい学校づくりが進められるというふうに考えておるところでございます。

これらの取組を通しまして、それぞれの学校が学力の問題でございますとか、体力など様々な課題を保護者などの学校関係者とともに情報も共有いた

しまして、学校の重要な課題という位置づけのもとでそれを実践し、検証し、改善するということができるというふうに考えておるところでございます。

道徳教育につきましても、こうした取組の一つとして実証できるかというふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

〔33番 津田健児議員登壇〕

33番（津田健児） 丁寧に制度の説明をしていただきました。制度はよくわかっていますので丁寧に説明していただかなくてもいいんですけども、ちょっと時間がないので、1点だけ、国を愛する心でございますけれども、教育基本法が改正されて、学習指導要領の中で国を愛する心を教えていけないといけないということになりました。

ただ、ちょっと浪人中、ある地元の小学校の卒業式に行きました。そうすると、いつまでたっても国歌を歌わないんですね。終わってから、校長先生に国歌をなぜ歌わないのって聞いたら、ここは国際的な学校だからということを言われました。そのときは私は浪人期間で、落選直後だったもので、バッヂをつけていたらそこで食ってかかりますけれども、おとなしく帰っていったわけですが、法律が子どもたちにそれを教えることはできません。

やっぱり先生という媒介を通じて国を愛する心を伝えていくわけですが、幾つかの道徳教育の年間指導計画を取り寄せました。そうすると、年間35時間は道徳教育、小学校1年生は34時間ですけども、35時間教えなければならぬんですけども、すべて見ていると、道徳教育の題、人権の尊重だとか、個性だとか、自分らしさだとか、障がい者だとか、郷土愛というのはたくさんあるんですが、一つも国を愛する心という授業が全くないんです。偶然なのかわかりませんが、全くありません。教育委員会、教育長、調べていただいたらいいと思うんですが、道徳教育の学校ごとの年間指導計画です。一こまもありませんでした。このことについて、教育長、どうお考えですか。

教育長（真伏秀樹） 個々の内容については了知していないところもございますけれども、当然、国旗、国歌も含めてでございますけれども、それぞれ、特に小・中学校におきますと、社会科の授業の中で国旗、国歌も含めて我が国の立場でありますとか、それから、国旗、国歌等も含めてその意義の理解、それを尊重すること等を学ぶことになっておりますので、そうした中で子どもたちに対する国際社会での日本人としての自覚とか、そういう部分については勉強をさせていただいていると理解いたしております。

〔33番 津田健児議員登壇〕

33番（津田健児） 社会科の中で国を愛する心というのを教えていただいてもいいと思うんですが、学習指導要領の中で道徳の時間に国を愛する心を教えないといけないと、法律ではないんですけども、ほぼ法律として明記されておるわけです。だから、道徳の時間に国を愛する心を教えずともいいんだと、そういう現状がなくてもいいんだというように受けとめられる教育長の今の答弁というのは非常におかしかった。ややもすると、もしかしたらそれは学習指導要領違反になるんじゃないかなというふうに聞いたんですけども、教育長、どうですか。

教育長（真伏秀樹） 教えずともいいというふうに申し上げたのではなしに、ちょっと私も細かいところまでは了知していなかったものですからその話をさせていただいたのと、それと、先ほど申し上げたように、小学校の社会科の中ではそうしたことについてはきちっと対応をいたしておりますので、そういう趣旨をお答えさせていただいたところでございます。内容についてはまたしっかり調べさせていただきたいと思います。

〔33番 津田健児議員登壇〕

33番（津田健児） 現に年間指導計画を幾つかの学校のを取り寄せて、授業で、全部ではないですけども、授業で教えられていないということを私は言っておりますので、ぜひ年間指導計画、各学校に必ずありますので、それを取り寄せていただいて、そして、道徳教育の中で国を愛する心をきちっと教えているのかということを確認して、また御報告いただきたいと思います。

もしそれで教えられていなければ、教育委員会は各市町の教育委員会に対して助言、指導をしていただきたいと思いますけれども、教育長のお考えをお聞きします。くどいようでございますが。

教育長（真伏秀樹） そういうところを十分承知いたしておりませんでしたのは大変申しわけございません。十分内容を調査いたしまして必要な対応をとらせていただきたいと思います。

〔33番 津田健児議員登壇〕

33番（津田健児） もう時間がなくなってしまうような感じもしますけれども、次の質問にさせていただきたいと思います。

教科書採択についてでございます。

今年（平成24年）から27年度使用する教科書を採択する年でございます。三重県においては九つの選択採択地区があり、前回、前々回同様、旧大阪書籍であります日本文教出版と東京書籍が独占をいたしました。教科書採択は、教育基本法や地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の規定に基づいて適正に行わなければなりません。また、前回、我が会派の中森議員の質問に、教育委員会から円滑かつ適正な指導、助言をしていくとの答弁がありました。

平成2年3月20日、文部省初等中等教育局長から教科書採択の在り方の改善についての通知がありました。ポイントは三つです。一つ目は、適切な採択組織、手続の一層の充実を図ること、二つ目は、採択は採択の権限を有する者が自らの権限と責任において適正かつ公平に行うこと、また、採択関係者の一層の自覚を促すことです。これは学校票などは論外ですが、調査員による絞り込みに頼ることなく、自らの自覚と責任において採択するという意味です。三つ目は、開かれた採択の推進でございます。

では、この通知を踏まえて質問いたします。

三重県では、私が知る限り、調査員から推薦をされた教科書を100%の確率で採択地区協議会が採択しています。それは数ある教科書の中で調査員の考えと協議会の考えがぴしゃっと100%合っているということですが、これはたまたま偶然なのか、それとも学校の先生である調査員が決めてきたこと

に教育委員会は異議を唱えることができないのか、あるいは日本特有の今までやってきた既存のシステムを壊すことができないのか。私は、調査員から絞り込んできた教科書が地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める教育委員会が持つ教科書採択権限を縛るものと考えますが、教育長はどのようにお考えになりますか。

それから、また、調査員に保護者代表等の民間人を入れてはどうか。また、調査委員会の議事録を公開したらどうかということについてもお聞かせ願いたいと思います。

それから、知事の掲げる「学力を8年以内にトップ3」についてでございます。

知事は公約の中で、トップ3に上げるために、「学力テスト完全実施・市町別の情報公開。結果に基づき、教員の増加などの徹底した支援を行う。」と述べていますが、県民との約束であるそのお考えは変わっていないか、お聞かせ願いたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 全国学力・学習状況調査の關係の私の思いは変わっていないかということではありますが、全国学力・学習状況調査は学力のみではなく、子どもたちの日常生活における学習習慣、生活習慣などを把握し、学校の教育活動の改善にも活用できる意義あるものと考えております。

調査結果の活用については、子どもたちの課題や学校が抱える現状を把握することによって教育指導の改善に生かせるものであることを考えると、全国学力・学習状況調査の活用は重要であると考えております。

私自身、全国学力・学習状況調査の40年ぶりの実施のきっかけとなった、先ほども言いました教育再生会議にも、その議論にも当時携わっておりまして、大変思い入れがあり、すべての学校での実施、これを政策集にも掲げていたところであります。

したがって、私といたしましても、すべての学校が全国学力・学習状況調査を実施し、子どもたちの学力向上や基本的な生活習慣の確立に向けた取組を

進めていただければと考えております。

これらの取組を進めるに当たっては、保護者や地域の方々の理解が必要です。県の教育ビジョンでは県民総参加というものを掲げていますので、その参画をしてもらうためには現状を知っていただくということがまず必要でありますから、そのための情報公開、情報提供というのは極めて重要だと考えております。

調査の実施や活用は、基本的には学校、市町教育委員会で行うものであります。全県的な実施に向けてどこに課題があるのか、教育委員会において議論していただきたいと考えております。県としては、その結果を受けて今後どのような支援ができるかについて、予算編成などにおいて検討してまいります。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

教育長（真伏秀樹） 教科用の図書の採択制度についてお答えを申し上げます。

ちょうど今年度は、平成24年度から中学校で使用されます教科書の採択の年に当たったわけでございます。市町教育委員会におきましては、保護者や教育に関し見識を有する者等から成りますそれぞれの採択地区の協議会を設置するわけでございますけれども、そのときに地域の子どもの実態にふさわしい教科書を採択するための調査というも行われておるところでございます。それぞれの協議会のほうでは、その調査員からの調査の内容の報告、それと、教科書展示会で地域から、住民の方から出された声でございますとか、委員会での意見などを総合的に検討していただいて、適正に採択が行われているというふうに思っております。

それと、二つ目の調査員の会議、その辺での内容の公開という話でございますけれども、それぞれ各採択地区におけます協議会のほうにおいて調査員によります会議等が行われるわけでございます。その会議の議事録といひますか、会議録等につきましては、基本的にはそれぞれ市町の教育委員会の所管ということになりますし、文書等も保管はそれぞれの市町の教育委員会と

ということになりますので、基本的にはその公開等については市町の情報公開条例等にのっとって対応していく話になるかというふうに思っております。

それと、もう一つ、調査員でございますけれども、それぞれどういう方を調査員にするかにつきましては、採択地区の協議会の規約によって配置をされておるところでございます。県のほうからも規約等は示しておりますけれども、その調査員には各教科の専門的知識を有し、かつ地域における指導的立場にあること、それと、教科書の図書の採択に当たりまして直接利害関係を有しないことなどの留意事項をもとにそれぞれ任命されておまして、基本的には市町の教育長から推薦をされ、その推薦に基づきまして採択地区の協議会から委嘱をされるということになっております。こういう状況でございますので、保護者の方が調査員になること自体については法的にも規約上も何ら問題ないというふうに思っております。

以上でございます。

〔33番 津田健児議員登壇〕

33番（津田健児） ちょっと時間がないので、教科書の話をしていただきます。

先ほど、局長通知の中で一番のポイントは、教科書採択の権限を有する者がその自覚と責任を持ってその教科書を選んでいくということを訴えています。数週間前に横浜市に行ってきました。横浜市は教育委員会の投票でやったみたいですね。かなりの問題というか、騒動があったようでございますけれども、今年は請願が200件、去年は500件市民からあったということをおられました。でも、教育委員会が教育委員自らの責任と自覚を持って投票して決めたことに対する敬意を私は払っておるわけでございますけれども、そこである協議会の資料をいただきました。ある地区のどうやって教科書を選んでいくのか、教育委員、関係する皆さんがどのような自覚を持って教科書を採択しているのか。歴史教科書ですけれども、議事録を取り寄せました。全部読みたいと思います。

私は、1時間20分、教育委員やそれに携わる人がけんけんがくがくの議論

をして教科書を選んでいるのかなと思いましたが、1分で決まったんですね。どうやって決めるか。Aさんが内容ではなく、教科書の大きさの使い勝手はどうだろうか。問題ないだろう。地図もA B判になる。中学校では初めてA B判が入ることになる。東京書籍はA B判の特徴を生かしているとの報告であった。B 5判にするためには折り込みが多くなる難点があるとの報告が他の教科でもあった。その他意見はありますか。特に意見がないようですので、東京書籍の利点を承認するという形で東京書籍を採用することでよろしいでしょうか。これで決まったわけでございます。

果たしてこれが教科書採択の権限を有する者が自覚と責任を持って選んだのか。私はまさしく調査員への教育委員会の丸投げだと思っておりますけれども、教育長、この件についてどう考えますか。

教育長（真伏秀樹） 先ほども答弁いたしましたように、教科書そのものは各市町の採択協議会の中で議論をしていただいて決定していただくということになっておりますので、私どもがその中身についてとやかく言う話じゃないというふうに思っています。ただ、それぞれ通知もございましたように、採択の状況とか、その辺はしっかり把握をいたしたいなと思っておりますので、一定の私どもの調査もさせていただいたり、電話等で照会もさせていただいて、できるだけ内容の公開に努めていただくような形でお願いはいたしております。

〔33番 津田健児議員登壇〕

33番（津田健児） 時間がありますので、次の質問に進みたいと思っておりますけれども、初等中等教育局長の通知には、何回も言いますが、教育委員会に子どもたちにとってどの教科書が一番いいのかという思いで責任を持って選んでくださいという通知があります。ですので、1分、2分で調査員から東京書籍がいいですよと言われて、ああ、それでいいですねと選ぶのではなくて、中身について、近代についてはどうだとか、あるいは明治維新についての記述がどうだとか、その内容について深い議論があって決めていただきたいなど。これは別に県が市の教育委員会に対して越権行為でも何事でも

ないので、適正に採択が行われるようにもう一度指導していただきたいと思
います。

次の質問に移りたいと思います。

私、ちょっと地元の話をしていただきたいと思いますけれども、平成2
年に出入国管理及び難民認定法が変わって、私の住む笹川団地というのは非
常にブラジル人を中心とした外国人が増えてまいりました。笹川団地は知事
も選挙区で走り回った、歩き回ったところでございますので御存じだと思
いますけれども、人口約1万2000人に対して約2000人強が外国人であります。
特に問題になっているのが教育でございます。

私の少年時代は、あの笹川団地というのは県下で一番優秀な学校だとい
うふうに言われておりましたけれども、今は47都道府県中、学力テスト、四十
何位だという位置に三重県はいるわけでございますけれども、その三重県
の中で最低レベルの学校になってしまったわけでございます。

ただ、私も西笹川、言ってしまいましたけれども、中学校へ行ってその授
業を見せていただきましたけれども、クラスの中でグループ分けをしている
んですね。中3の授業だったと思うんですけども、1人のところ、3人の
グループ、5人のグループ、いろんなグループ分けがあったんですが、中学
校3年生ぐらいにもかかわらず、小学校2年生ぐらいの内容を教えているん
ですね。いいグループは、日本語ができるグループであっても小学校6年生
ぐらいだったというふうに思っています。現場の先生は大変苦労されている
のではないかなというふうに思いますが、私が一番懸念いたしますのは、小
学校3年生、4年生、5年生ぐらいのレベルで中学校を卒業すると、多くの
生徒は就職したり、あるいは定時制の高校へ行きます。定時制の高校へ行っ
ても大体半分の方が休学をし、退学をします。そういった子どもたちが大人
になったとしても、確率的には給与の高い職にはつけないと。そういう方々
が世代を超えて笹川団地にいつけることの弊害が今起こってこようかと思
っております。

知事は公約の中に、親の所得によって進学に影響をしてはならないとい

ことを言っておられました。それは同時に、どこに生まれたから、あるいはどこの学校に行ったからいい教育が受けられないということもあってはならないというふうに思っています。そういう意味で、今も県、市で県単、市単の教員、常勤、非常勤の教員を配置していただいておりますけれども、彼らの学力を保障するためにぜひ加配の増強をよろしくお願いしたいと思っております。

それから、もう一つ、福祉でございます。これも知事の公約でございますけれども、普通は選挙の前には大きなことを言って、選挙になると言わないんですけれども、知事は当選した後もこんなことを言っておられました。

私は経済産業省出身だが、介護も得意分野だ。介護施設の待機者を8年以内にゼロにする。ベッド数が最も少ないのが三重県、安価で使える施設の整備が急務だと言っておられます。

平成23年4月28日、法改正により施設の人員、施設、運営基準は都道府県、あるいは市町村の条例で定めることができます。国が進めてきた個室ユニット型オンリーの整備だけに頼らず、東京都、千葉県、群馬県などの例を参考に、居室定員が複数の従来型も認めながら整備をしたり、ショートステイのベッド数を特養分に認めたりする等がありますが、このような状況を踏まえて柔軟かつ大胆な整備が必要と考えますが、知事のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 介護施設の整備につきまして答弁を申し上げたいと思います。

高齢者の方が住みなれた地域で安心して暮らし続けるためには、介護基盤の整備が重要な課題の一つとなっております。このような中、特別養護老人ホームの入所申込者の状況は、平成22年9月現在、1万842人で、そのうち入所を希望しているにもかかわらず、重度で自宅で介護を受けておられる方は2240人となっており、特別養護老人ホームの待機者の解消は喫緊の重要な課題であると認識しております。

特別養護老人ホームの整備数については、各市町の介護保険事業計画における利用見込み者数を圏域単位に積み上げた結果が県の介護保険事業支援計画の数値と一致するよう、県は市町と調整し、整備可能数を設定することとなっています。また、介護保険の保険者である市町は保険料の設定や介護保険財政面等も考慮しながら利用見込み者数を設定しているところであり、施設整備の推進に当たっては市町の意向が重要となります。

県としましては、入所申込者数が多数に上っていることから、財政状況が非常に厳しい中でありますけれども、特別養護老人ホームの整備を重点的に取り組むこととし、昨年度360床であったところ、今年度は490床の整備を進めているところであります。

待機者の解消については、まずは重度で在宅の待機者の方が円滑に入所できるよう、今後の3年間の第5期介護保険事業支援計画期間の終了時において2240人の待機者の解消を目指して、県の財政状況を見据え、市町と十分協議しながら取り組んでいきたいと考えております。

副議長（中村進一） 答弁は簡潔に願います。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

教育長（真伏秀樹） 教員の加配関係でございますけれども、特に小・中学校に限定して申し上げますと、この平成23年度でも国のほうの加配として900名余り、それと、県単加配のほうでも123名余りの加配の教員を配置いたしております。その中で、特に授業方法の工夫改善ということで、少人数学級でございますとか、それから、少人数学級編成の部分、そのあたりを特に重点的に配分をさせていただいておりますのと、それから、外国人の児童・生徒の方の日本語教育のためということで、その辺を重点的にやらせていただいております。

今後、学習、学びの保障という部分、その辺についてはしっかり意を用いてやっていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

〔33番 津田健児議員登壇〕

33番（津田健児） もう時間がありませんので、要望だけさせていただきたいと思います。

人にとって失敗だとかそういうのは、私も落選しましたけれども、つらかったですけども、余り大したことじゃないと、こう思いました。でも、人間にとって一番つらいことは、やっぱり頑張っても頑張っても豊かになれないとか、働いても働いても親を幸せにできないとか、そういう夢を持ってない、希望を持ってない、そういうことだと僕は思うんですね。そういった方々がある地域に集中的に世代を超えて住んでしまうと。それをやっぱり未来のコストも考えて対応していかないといけないわけですが、唯一それを解決できるのは教育だと思うんですね。だから。

〔「時間オーバー」と呼ぶ者あり〕

33番（津田健児） 時間オーバーですけど、済みませんね。教育だけしっかりとやっていたきたいと思います。終わります。（拍手）

副議長（中村進一） 25番 藤田宜三議員。

〔25番 藤田宜三議員登壇・拍手〕

25番（藤田宜三） 新政みえの藤田宜三でございます。本日の最終の質問者、そして、9月会議の最終の質問者でございます。

本日は、1番バッターの小林さん、そして、2番バッターの彦坂さん、そして、私と、昨日の下野さんを入れますと全部鈴鹿市の選出議員でございます、これもなかなか珍しいことかな、こんなふうに思っております。最終の質問というのがこんなに難しいものだというのが今回よくわかりまして、何を質問するかというのが、選択するのが大変でございました。

私はいつもここへ来てお話をするときには花の話をさせていただくんですが、今日、ユリがありましたし、それから、これはトルコギキョウですね。コスモスがあり、バラがありということでございますが、実は先日、名古屋の青果市場へ行きました、社長さんとお話をする機会がございました。輸入物の花のお話をさせていただいたんですが、金額にして何と40%が輸入物の花に、特に切り花でございますけど、今なっております、御承知かどうかわかり

ませんが、切り花というのは関税商品ではございませんので、安い花がどうしても入ってくると、こういう状況でございます。

その結果、日本の花卉産業はどうなっているかと、こういう話の中で大変厳しい状況になっておりまして、私の仲間もやめられた方もみえています。前回、ＴＰＰの話が大きな話題になりましたけれども、そういう意味できちっとした対応をしながらやっていただかんと大変なことになるな、こんなふうにも思っております。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

まず初めに、私のほうからも、日本の状況を一瞬のうちに一変させまして本当に尊い犠牲者と多くの被害をもたらしました東日本大震災、それから半年間が過ぎまして、また、我が県におきまして、9月に入りまして台風12号、台風15号によりまして県南部に甚大な被害をこうむることになりました。改めて亡くなられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災されました皆さん方に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

私自身も、これまで東北地方のほうへは4度、県南地域には1度足を運ばせていただきました。この目で地域の状況を見てまいりました。東日本大震災につきましては、地震の揺れから来る被害は当然ではございますけれども、大変大きな津波が東北地方の海岸線を襲いまして、人家を飲み込み、多くの水産施設や農地に甚大な被害をもたらしておることは、皆さん方、御承知のことと思います。私も議会の特別委員会委員長として、被災地のために何がなされ、何が課題であるのか、また、何ができるのか、委員の皆様と論議をまいった次第でございます。

東北の各地におきましての復旧は、徐々にではございますが、進みつつあります。しかし、地域が復興して、もとのような姿になるというのは相当な時間と労力とお金がかかるのではないかな、こんなふうにも思っております。特に東北地方においては、米や野菜や畜産や水産などの大きな産地でございますので、県としても東北地方の復興支援に積極的に取り組んでいただいているところですが、今後とも復興に向けてぜひとも長期間にわたる御

支援をいただきたいと思ひます。

また、同時に、県南部の浸水、土砂崩れの惨状につきましては、私も行ってまいりまして、本当に想像以上のものございまして、政府の迅速な激甚災害指定を受けたとはいえ、県としても早急な復旧支援、特に農業をはじめとした幅広い復興支援をぜひよろしくお願ひを申し上げたいな、こんなふうにお思ひである次第でございます。

さて、今回、知事はみえ県民力ビジョン（仮称）を、三重県経営戦略会議を設置され、元トヨタの会長であります奥田さんをはじめ、民間の皆さん方の委員からお話をお聞きになり策定されたと、そんなふうにお聞ひしております。その中で、政策展開の基本方針として三つ示されております。「守る」、「創る」、「拓く」というような表現で書かれております。

私は、その中の「拓く」ということに注目をさせていただきました。産業にかかわるものかなというふうにお思ひます。さすが元通商産業省ということかなというふうにお思ひますけれども、その中に地域の資源や特性を生かし、新しい産業構造を拓き、持続的な経済成長を図ると。就業機会を結果として生み出していくというのが県政の重要な柱の一つだ、こんなふうにお書きいただいております。

そして、もう一つ重要なのは、その成果を実感できるものにするんだと。県民に届けるんだというふうにお書きいただいております。言い方を変えれば、新しい産業構造を開拓し、つくり上げ、その成果を県民に実感させるんだというようなことを宣言されたのかな、こんなふうにお思ひさせていただきました。その「拓く」ということに関連をいたしまして質問をさせていただきたいな、こんなふうにお思ひます。

この間の補正予算として計上していただいております、みえ産業振興戦略ということについてお伺ひしたいなと、こんなふうにお思ひます。

先日、20日ございましたけれども、議案質疑の中で中嶋議員から質問があったところでありますが、本日、若干関連して彦坂議員の質問の中にも出てまいりましたけれども、中嶋議員からの質疑の回答の中で戦略策定への知

事御自身の非常に強い思いをお聞きした、そんなふうには私は受け取らせていただきました。日本有数のものづくり企業が集積するこの三重の地から日本の経済をリードしていくんだという気概を持って産業政策を展開していこうとする。そういう意味で、知事の思い、お考えには私も大いに賛同をするものでございます。

その意味から、私は、仮称であるかと思いますが、検討を開始されるみえ産業振興戦略についてもう少し詳しく、まだ準備段階と思われるのですが、より具体的な取組方向などについて2点お伺いしたいというふうに思っております。

まず、1点目は、県はこれまで三つのバレー構想、クリスタルバレー、シリコンバレー、メディカルバレーという三つのバレー構想を機軸にされて、集積の核となる企業誘致に果敢に挑まれたと。その成果を生かされて県経済を牽引するような産業集積をつくり上げてきたように思われます。企業の誘致という単発行為のみに終わらずに、研究開発という視点も入れられて集積をしている、その企業と国内外の研究機関等とのネットワークをつくらねながら、そして、その仕組みが、操業していただいております企業と地域とのアンカーボルト的な役割を担っている。そういうことだけではなく、県内において企業を中心とした新たな価値創造への動きを促進してきた。そういうふうにするわけでございます。そういう意味で非常に有意義な取組であったのではないかなというふうに思っております。

この今までの取組について今後とも取り組んでいただきたいと思っておりますが、その際には現時点での産業界を取り巻く外部環境の変化、彦坂議員がおっしゃっていたように、スピードが重要だということでございますけれども、その変化をしっかり認識いただいて、そして、今後の先の変化を見据えた取組を展開していくべきであろうと。これまでの延長線上でよい取組もあろうと思ひますし、あるいは今までとは異なるような取組もあろうかと思ひます。

特に外部環境の変化ということであれば、このみえ県民力ビジョンにも書

いてございますけれども、大きなパラダイム転換の時代だと。歴史の分水嶺の時代だという表現をされておりますけれども、この流れというのはものづくり産業にも大きな影響を与えることになるというふうに私は思っております。これまでの既存の社会システムはもとより、産業構造の見直しも避けられないことをしっかりと認識していく必要があるんだろうと考えています。

例えば非常によくわかる例で、大量消費というパラダイムがございました。これも変わりつつあるんだろうと。画一的なものを大量生産という、ものづくりというそのことが経済の土俵の中で、ある意味退場を求められるような場面が出てくるんだろうと。そんな大きなパラダイムの変化が起こりつつある。これをしっかり見据えていただいて産業政策を展開していくことが求められていると私は思っております。

また、その際に、県内の産業構造をもう一度確認をいただきたいというふうに思います。この間、三重県の製造品の出荷額については現在9位であったかと思いますが、この順位はリーマンショック以降の世界同時不況というその前と後でもこの順位というのは変わっておりません。それは本県の出荷額が下がってはいるんだろうけれども、他県のそれも下がっているんだろうということではないかなというふうに思います。

しかし、一方、見方を変えますと、実質経済成長率を見ると、私もびっくりしたんですけれども、世界同時不況の前では全国6位だったんですね。その不況の影響を受けている直近のデータ、2008年、ちょっと古いですが、46位まで下がっておるんです。この違いは何なんだろうかということですが、素人の私なりに分析をさせていただくと、世界経済がほんの少し風邪を引くようなことがあっても三重県の産業構造というのはもう肺炎に近い状態になるという非常に虚弱体質、どちらかという、脆弱な産業構造になっているのではないかと、そんなふうに思います。

そういう意味では、成長産業に加えて、足腰の強い産業構造というふうにするために、地域に密着した、知事もこれに書いておられますけれども、地域循環型の産業というものに対してやっぱりもっと力を入れて振興をしてい

く必要があるのではないか。そのことについてもしっかりと議論をしていただきたいというふうに思っております。

そこでお伺いしたいんですが、みえ産業振興戦略（仮称）、これではこのような産業界を取り巻く外部環境の変化を踏まえて具体的にどのような取組方向といたしますか、テーマといたしますか、検討されているのか、お聞かせを願いたいなと、こんなふうに思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 御質問をいただきましたみえ産業振興戦略取組の方向ということであります。もちろん前提でありますけれども、今回、議会において予算をお認めいただいて以降の取組ということでありますけれども、今私が考えているところの思いなども含めて少しお話をさせていただきたいと思っております。

議員も御指摘ありましたように、社会は今大きなパラダイム転換の時期を迎えております。そのような中で、IMD、競争力の評価で有名なところでありますけれども、日本が1990年、このとき1位でありましたけれども、2011年、26位まで低下するなど、国全体の競争力が急激に低下をしております。長引くデフレ、為替相場が歴史的な円高水準で推移していることなども踏まえると、今後、日本経済の活力が大きく減退していき、日本有数のものづくり県である本県経済へも大きな影響が出てくるのが懸念されます。

こうした認識において戦略の内容を検討していくこととなりますが、まず、デフレというのは、先ほど申し上げましたとおり、釈迦に説法であります。需要と供給にギャップがあって、需要がとても少ない状況がこのデフレという状況でありますので、このデフレを克服していくというためには、いかに国内外の需要を増やすかということが基本的な視点になりますので、そういう観点から、日本に拠点を置きながらも国際競争力を有する産業の振興と育成、これは海外の需要をとってくるということですね。それから、内需を取り込める産業の振興と育成、国内の需要を発掘したり、それをとっていける産業の育成、この方向性を打ち出していくことなのかなと考えております。

そして、それを実現していくための具体的な取組としては、例えば三重のポテンシャルを生かした環境、エネルギー、あるいは医療、そういうもので今の現代社会の課題、そういうものを解決する、いわば課題解決型産業などの新たな成長産業の集積と育成、また、時代に合わせた県内投資の新しい仕組みによる企業誘致などに加え、ものづくり中小企業の振興、ものづくり人材の育成、そして、大変すそ野の広い観光の産業化などをテーマとして検討してまいりたいと考えております。

今後、これらの検討を進めていく場として、もちろん予算が通ってからでありますけれども、11月に私や外部委員をメンバーとするみえ産業振興戦略検討会議を設置したいと考えております。来年3月には中間取りまとめを行う予定であります。そして、広く周知し、産業界をはじめ、関係者の御意見も伺った後、来年6月ごろにみえ産業振興戦略として取りまとめたいと考えております。

しかし、先ほど彦坂議員からも御指摘ありましたとおり、その間も時代が変わると思います。ですので、古文書にならないような、そんな戦略としていきたいと思います。なお、その議論の過程では、テーマごとに分科会をつくり、取組方向を実現するための道筋や手法をしっかりと検討して、先ほど藤田議員からも御指摘いただきましたように、具体的な取組、具体的な成果、そういうものにつながる戦略にしていきたいと思います。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

25番（藤田宜三） ありがとうございます。

大きな流れは見てまいりましたけれども、なかなか具体的なイメージ、明らかに頭の中に形づくるといのは非常に難しいのかなというふうに思っておりますが、とにかくいろんな成長分野の部分を取り入れながら課題解決型の企業を増やしていく。あるいは、人材育成、中小企業に対する対策も含めながらという総合的な対応を考えていくんだと。そして、3月にある程度の取りまとめを行って進めていくと、6月には一つの方向性をつくっていくんだというふうにお聞かせいただきました。

やはりこのみえ県民力ビジョンの中にもお書きいただいているように、経済そのものがしっかりしていないと、あとの前の二つについても思いどおりな方向へ進んでいかないんだと、こんなふうにも思いますので、ぜひその辺のところを進めていただきたいな。特に知事のおっしゃっている協創というような取組を通じていただきながら、企業間を含めて地域の産業政策ということについて挑戦をしていただきたいというふうに思っておりますし、私も微力ですが、後押しをさせていただきたいなと、こんなふうに思っております。

もう1点、今、長引くデフレの話をされました。円相場が70円台というある意味歴史的な円高水準にまで来ておりまして、一般的な経済の実力が1ドル90円ぐらいだろうというふうに言われておりますので、我々が単純に考えますと、その差額の方は輸出すればするほど赤字になっていくのではないだろうかというようなことも思うわけでございまして、特にここ1カ月ぐらいの新聞報道を見ていると、生産、それから、販売の拠点を海外、特に中国であるとか東南アジアのほうへ移転をしていくという企業が物すごく増えてきております。これは日本で生産するのではなくて、現地で生産する部分をどんどんどんどん拡大していくんだと。逆に言えば、日本が空洞化が進んでいくんだというようなことにつながっていくのかな。

新聞に載ってましたんですけども、あのパナソニックが、非常にすそ野の広い会社でございますけれども、部品や部材を2012年度に2010年度比4割減、調達コストを下げるために4割減の約1万社に及ぶような仕入れ先を海外に移すんだというようなことが日経新聞でしたと思いますけれども、出ておりました。

日本からの調達をほとんど中心にやっておりましたわけですから、それが何とシンガポールへ移転をして、先ほど申し上げたように、価格競争力のあるアジアで調達をし、販売をしていくと。その割合をどんどんどんどん増やしていくんだよというような流れのことだそうでございます。

日経新聞によりますと、今まで約57%国内だったらしいんですが、それを

約40%に下げると。金額でいうと、57%、2.5兆円、それが約1.9兆円というような流れになってきているんだろうというふうに思っております。

もう一つ、三重県の中でも基幹産業の一つであります自動車産業についても、トヨタですけれども、モーターや電池などのハイブリッド車などの基幹部品を海外生産する方針を打ち出してきたと。もうまさに歴史的な円高水準というのは、この大きな変化の中で県内企業への大きな影響を及ぼし始めているんだろうというふうに思っております。

そういう意味で、今後、地域産業政策を検討していくに当たって、先ほどの振興戦略の中で本当に全体的な、グローバル的な観点が非常に重要であろうなというふうに思っておりますので、この戦略が日本経済もリードしていくようなものとなるために、地域に根差した県内の経営者や有識者はもちろんでございますけれども、グローバルな視点からの話し合いも必要かというふうに思っております。

もしお答えできるようでしたら、議論を行っていくメンバー、検討のプロセスについてももう少し詳しくお話しいただけるとありがたいなというふうに思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 御質問いただきましたみえ産業振興戦略の策定プロセスでありますけれども、地域をしっかりと見詰める視座と世界を見渡す視座、この両方が必要だと思っております、そこに立って検討を進め、三重から日本経済を支え、リードしていけるようなものに仕上げたいと考えております。

その議論の場として設置するみえ産業振興戦略検討会議、このメンバーでありますけれども、現在検討しているところですが、もちろん議会で予算を御承認いただいた後、速やかに動き始めたいと考えておりますけれども、県内でものづくりに命を燃やしている経営者の方々、世界各国でビジネスを展開している経営者の方々、広く各国を御自身の足で歩き回って御尽力いただいている方などを想定しております。しかし、抽象的で上滑りとならないよ

う、また、県民の皆様と肌感覚の近い、そういう戦略となるように検討プロセスを工夫したいと考えております。

例えばでありますけれども、まず一つは、成功している経営モデルの分析ということで、職員自らが約1000社の企業を直接訪問し、経営者の方々としっかりと議論をする中で、課題を把握するだけでなく、企業の経営モデルを分析してまいりたいと考えております。その際、県内のみならず、厳しい経済情勢の中で活躍されている県外の経営者の方々、さらには海外での取組事例などについても戦略検討の参考にしたいと考えております。

また、もう一つ、二つ目としましては、職員が主体となった手づくり戦略、専門的な調査とか分析の一部は少し委託も考えておりますが、よくあるシンクタンクに丸投げして、どこの戦略かわからんけど、看板を変えたらどこの地域でもいけるでというようなことではなく、特に若手の職員自らが額に汗し、知恵を絞って、歩いて、人とお会いして、深く思考し、全力でぶつかる。そこから具体的なプロジェクトが生まれていく。そんな検討プロセスを持った戦略づくりに挑戦したいと考えております。

このような検討プロセスを持つことによって、産業界をはじめとする関係者が主体的に参加したくなるようなプロジェクトを推進し、将来の成長産業、ひいては新しい価値の創造につながる協創を通じて新しい産業政策を展開してまいりたいと考えております。

先ほど議員からありました工場の移転の問題でありますけれども、工場の移転だけじゃなくて、この日本に企業の拠点を置きながらも原材料や部品の調達を海外に求めようというのが、経済産業省の調査によれば76円台後半が半年続くと50%以上の会社が原材料調達や部品の調達を海外にしてしまうということで、そうなりますと納入企業や下請企業には大打撃になってしまいますから、そういう企業規模にとらわれず、しっかりときめ細かい戦略としていくということも大切だと考えております。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

25番（藤田宜三） 今のお話を伺ってあって、一つは、76円を割っておるわ

けですからどんどん進んでいくのかな。ぜひとも海外の内容といたしますか、状況も御理解いただいている皆さん方、そして、もう一つ、手づくりのチームをつくと、こういうお話でございましたけれども、ぜひとも職員の皆さんに現場へ行っていただいて、特に歴史の変換点というのは問題点も現場に出ますが、その解決の糸口も現場に私はあると思いますので、ぜひそういう中で鍛えられた職員の皆さんがすばらしい一つの方向性を出していただきたいな、こんなふうに思います。

続きまして、農業についてでございますけれども、このビジョンの中でもわざわざ1項目取り上げていただいております。農林水産業ということになっておりますけれども、世界の食糧事情を考えたときには現在非常に厳しい状況でございます。過去十数年の間でその年の消費量を生産量が上回った年数というのは非常に少ない年数でございます、また、一方では、中国のように、1996年から大豆の輸入が始まりました。2000年には1000万トン、2005年には2500万トンを超えて、どうも今年は5600万トンを超えるぐらいの輸入をするのではないかと、こんなふうに言われておりますし、トウモロコシも昨年どうも150万トンぐらい輸入したのではないかと、こんな状況でございます。

一方、私ども日本の自給率というのは40%を切っておりまして、こういう中でビジョンの中で書いていただいております食糧の安定的な継続的な供給ということの重要性というのは、世界的な観点から見ても非常に重要であろうというふうに思っております。

ところが、一方、日本の多くの農家の経営というのは、資材が上がり、生産物の価格が非常に不安定だという中で非常に厳しい、これも厳しい状況に置かれております。

そういう中で、先ほど申し上げましたように、わざわざビジョンの中で農林水産業を力を入れていくんだと、こういう書き方をいただいております。その中で売れる農業、あるいは競争力のある農業を目指しているんだと、こういう書き方もございますが、この辺の表現というのは以前もいろんなとこ

るで行われておりますけれども、知事があえて拓こうという表現をされた中でこの農業という、三重県の農業像といいますが、考え方といいますが、その辺のところをお聞かせ願いたいな、こんなふうに思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 農業振興についての私の基本的な考え方ということでありますが、農業は安全で安心な農産物の安定供給をはじめ、多面的機能の維持など様々な役割を果たしているだけでなく、地域経済や雇用はもとより、地域社会を支える重要な産業であります。グローバル化、人口減少、ライフスタイルの変化、農産物価格の低迷、生産者の高齢化など、大変厳しい状況に置かれております。

こうした状況を打破し、これまでのつくる農業から売れる農業への転換を目指すため、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例に基づく取組である新たな価値創出等を図る中で、消費者に支持される農産物を安定的に供給する産業として、また、将来にわたる農業の持続的発展を図っていくために振興していくことが重要であると考えております。

このため、これまでの地産地消やブランド化、担い手の確保や生産基盤の整備などの取組をベースとして、地域が自ら農地、農作物、食に対する知恵や文化などの農村資源を活用し、地域のみんなで力を合わせて新たな価値を創出することができる県民力による協創の風土づくりを促進していきたいと考えております。

さらに、こうした取組をより発展させていくため、まさにこの「拓く」というところに入れた趣旨でもありますけれども、食品関連事業者や大学など、食を担う多様な主体との連携を促進するとともに、生まれてきた商品やサービスについては、三重県営業本部の本部長として私自ら先頭に立って戦略的に県内外、さらに海外にまで情報発信することで、三重の農業、農村の活性化や売れる三重の農業を実現してまいりたいと考えております。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

25番（藤田宜三） ありがとうございます。

残念ながら、今までに回答いただいた内容とそんなに極端に違わないなという意味でちょっとがっかりいたしておりますが、しかし、営業本部長として売っていくんだ。これはぜひともよろしく願いをしたいな、こんなふうに思います。

知事もおっしゃられたように、三重県は三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例を制定いたしまして、条例に基づいて基本計画の検討が現在進められているということでございます。この条例の中で基本施策として四つの方向性を示しております。これはもうあえて申しませんが、安全・安心な農産物の安定的生産を含め、先ほど知事がお話をいただいたことであろうかなというふうに思っております。

この一つの条例が目指しているその方向の中で一番大きいといいますが、考え方の中で地域活性化プランを策定し、実践の支援をしていきますというくだりがございます。今回の条例の中で新しくといいますか、進めていく一つの具体的な方策として地域活性化プランというのがあるのかなというふうに思っております。この活性化プランを進めていただいておりますけれども、これが本当に私は、ある意味最後のチャンスかなという思いも個人的にはしております。そういう意味で、農業、農村が今後とも持続的に発展していける、そのためには、この地域活性化プランというものを策定し、実践をしていくということの重要性というのは私も思っております。この活性化プランの現在の取組状況と今後どのように具体的に展開されようとしているのか、お聞かせ願えればありがたいと思います。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

農水商工部長（渡邊信一郎） 地域活性化プランにつきまして、取組状況と今後の展開についてお答えをいたします。

現在、市町、JAなど関係機関と連携いたしまして支援チームを私どもの機関でございます農林水産商工環境事務所においてすべて設けておりまして、農村集落でありますとか、産地など、約50カ所で地域活性化プランの策定に向けた取組を進めております。

このプランの主な取組方向といたしましては、地域の農地やコミュニティーの維持を強化していく取組、直販所等を核とした多様な品目構成による産地の形成、農産物の計画的な直販や多様な加工品の開発などによる付加価値の向上、食品産業事業者との契約生産などによる産地力の強化など、地域の実情に応じた様々な活動が展開をされているところでございます。

今後とも、市町やJAなど関係機関と連携いたしまして、地域の思いや考えを生かしながら、地域自らの創意工夫を重視した取組を計画的に促進していくことで、農業、農村の活性化や売れる農業につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「売れる農業じゃだめだよ、もうかる農業にしないと」と呼ぶ者あり〕

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

25番（藤田宜三） もうかる農業にせないかんということでございますが、おっしゃるとおりでございます。今進めていただくと50カ所を目標にやっていると、こういうことでございますけれども、これはやっぱり人の問題だろうというふうに私は思っております。それぞれの地域でそれぞれの農業センターですか、農業事務所ですかで大体全県合わせて50カ所ぐらいを目標にして進められているということでございますけれども、この地元へ入っていただいて具体的に地域の要望、状況を吸収しながら、そこでどんな農業がやれるのか、それをどんなふうな形で先ほど申し上げたようなもうかる農業にしていくのか。これを進めていくためには担当の方のスキルといたしますか、能力というのが非常に要求されてくるんだろうというふうに私は思います。もしその辺の人材育成の考え方、構想があればお聞かせいただければありがたいなと思うんですが。

農水商工部長（渡邊信一郎） 御承知のとおり、プランはまさしく動かす人が一番重要だと思っております。専門的な知識も含めて、まずは情熱、思い、そういうところから出発をして、まさしくそれぞれに置いた専門的な知識を

持った人の支援を受けながら、地域の人たちの当然人材育成、そして、私も、職員自身も学んで能力を向上させていくことで活性化プラン自身がすばらしいものになるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

25番（藤田宜三） ありがとうございます。

やはり新しい、私はある意味創造だろうというふうに思っておりますので、ぜひとも走りながら考えて、考えながら走っていただくということになるのかというふうに思います。ぜひとも結果が出るように、そして、県民に提示できるようにお願いをしたいなど。

今、私は地域のお話をさせていただきました。もう1点、いわゆる産地としてどんなふうな形で対応されようとしているのか。特に先ほど申し上げたように、人材の問題というのは大変重要だというふうに思います。産地を育成しながら活性化プランをつくっていくという過程の中で、普及員というのがかなり重要な役割を担ってくるんであるというふうに思っております。その中で特にお茶と花卉の担当の各地域にみえる普及員の方が昨年、一昨年と、中央農業改良普及センターへ集められて、そこから各地域の生産者のところへ指導、それから、情報交換をやるという仕組みに変えられました。このことについて、理由は、なぜそうされたかという話はお聞きをいたしましたけれども、この1年、2年やられた結果、どんなふうに出ているのか、現状ですね。そして、今後どんなふうを考えてみえるのか、お話をお聞かせ願えたらと思います。お願いいたします。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

農水商工部長（渡邊信一郎） 農業改良普及指導員の集約についてお答えをいたしたいと思います。

平成22年度から23年度にかけて、御質問にございましたように、茶、花卉の担当者を中央農業改良普及センターへ集約いたしました。この中央農業改良普及センターでは各専門分野を総括いたします担当者と今回集約いた

しました専門の担当者によりまして普及活動を行っております。このことで産地におけます戦略検討から実践に至る日常的なチーム活動の強化でありますとか、普及指導員のレベルアップによる産地支援力の向上につながっていると考えております。

また、普及指導員によります生産場所と県の研究機関をつなぐ機能がより一層強化されたことが、例えば花卉分野におきましては、シャクヤクの栽培技術の革新と有効成分の高度利用など、新たな技術開発などの取組にもつながっております。

今後、中央農業改良普及センターと地域農業改良普及センターとの連携をさらに密にいたしまして、産地におきます普及役割がより発揮できるように取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

25番（藤田宜三） 私が一番心配するのは、中央へ集まってみえて、例えば桑名へ行く。この距離の問題を大変心配いたしております。先ほど部長がおっしゃられたように、中央農業改良普及センターとの連携の中で新しい技術を含めながらやっていく。それを地域へおろしながら情報を地域から持ってくる、新しい考え方を持ってくると。そういう意味ではある意味理想的な形でございますので、その辺のところを本当に徹底的にやっていただければ私の心配もなくなるのかなと、こんなふうに思いますので、ぜひともその辺のところをよろしく願いを申し上げたいな、こんなふうに思います。

続きまして、畜産について3点ほどお聞かせ願いたいなというふうに思います。

一つは、県内産牛の放射性セシウムの全頭検査でございます。これは稲わらにセシウムが入っていて、それを食べた牛が三重県内におるということでございまして、絶対に三重県の肉牛は安全なんだという意味で何とんでもこれはチェックをしていただきたいという思いで私もおりました。そんな意味で8月の上旬に知事が決断をされ、そして、やっていただいた。このことに

については生産者の皆さん方からも大変喜ばれております。このセシウムの全頭検査、どのように今後は進められていくのか、お教えいただきたいなというふうに思います。それが1点。

もう1点は、前々回の一般質問でお伺いをした話でございますけれども、今回、東北でいわゆる放射性物質の関係で子牛も入りづらくなっている。前回、宮崎県で口蹄疫で子牛が入らなくなってきた。こんな状況の中でやはり三重県内でも子牛を生産していく必要があるのではないかと。三重県の畜産試験場においては優良な系統を組織培養ではないんですが、それに近い形で優良な子牛を生産するという技術が確立をされておると。今回の6月補正予算で具体的に動き出しているということでございますので、その辺のところ、簡潔にお知らせいただきたいなというふうに思います。これが2点目。

3点目は、鳥インフルエンザの件でございます。2月15日と2月26日に紀宝町と南伊勢町で鳥インフルエンザが発生をしまして、これにつきましては、三重県の職員の皆さん、そして、南伊勢町については自衛隊の皆さんの本当に粉骨砕身の努力によりまして非常に短期間で埋却を済ませました。1カ月ちょっとで再開という、移動制限を解除するというようなことができました。これは養鶏農家の皆さんからは本当に感謝されているというふうに私も聞き及んでおります。

この中で、要は埋却地という問題が大変大きな問題になるんだと。これが短期間でこの問題を解決できるかどうか、解除ができるかどうかにかかわってくるんだということでございます。この辺のところをぜひ県行政としても農家に対して御支援をいただきたいなというふうに思いますが、この辺のところをどのようにお考えか。

3点、簡潔に御答弁いただけたらと思います。よろしく申し上げます。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

農水商工部長（渡邊信一郎） まず、県産牛に対する放射性セシウムの検査についてお答えをいたします。

検査は8月29日から開始をいたしまして、検査結果が現時点で出ておりま

す9月22日までの間に561頭について検査いたしますとともに、県外の屠畜分については9月28日現在では49頭の申請をいただいております、すべて暫定規制値以下の検査結果となっておりますのでございます。

今後につきましては、現時点では、当然、牛肉の放射性物質に対する県民の不安感が解消されておられませんので、全頭検査を継続していきたいと考えておりますが、今後につきましては、県民の不安感の解消状況等も踏まえながら、検査のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、県内での子牛の生産システムについてお答えいたします。

今回の宮崎県の口蹄疫の発生等を受けて子牛の供給が停止をしたという非常に厳しい状況がございました。そこで、私どもとしては、体内受精卵及び体外受精卵の移植技術を活用した優秀な肉用子牛を県内で効率的に生産するためのシステムづくりを進めておるところでございます。

具体的には、本県の畜産研究所におきまして、この7月に体内受精卵採取用の黒毛和牛を新たに10頭導入いたしまして、既に飼育いたしております和牛と合わせて19頭の牛から採取した受精卵を県内で飼育いただいております乳牛に移植をいたしまして、今年度は2頭、平成24年度には16頭、平成25年度には45頭の子牛を生産する予定で作業を進めております。

また、幅広く優秀な血統の肉用子牛を生産するため、県内の肉牛農家の協力を得まして、県内食肉センターで屠畜をいたします肉牛の卵巣を活用した体外受精卵移植にも取り組むことといたしております、現在、この取組に参加をしていただける肉牛農家を募集するための生産者説明会を実施いたしているところでございます。

今後は、これらの取組を通しまして本事業が県内におきます肉用子牛の自給体制づくりのきっかけになるよう、システムの構築に努めてまいります。

最後に、高病原性鳥インフルエンザでございます。

本年4月に改正をされました家畜伝染病予防法では、農家が遵守する必要があります飼養衛生管理基準の中に、高病原性鳥インフルエンザ発生時に鶏などを処分するのに必要な埋却地の確保等が新たに規定をされ、農家が自

ら埋却地を確保することが求められております。また、県には、農家による埋却地の確保につきまして必要な指導及び助言を行うことが求められております。現時点で県内すべての農家において必要な埋却候補地が選定をされておりますが、その候補地の中には市有地等も含まれております。

そこで、県としましては、鶏などの処分が確実に実行できるように、この候補地の状況等を確認するために、これまで進めてきました候補地の現地調査を引き続き行うとともに、市有地の利用を予定いたしております農家と市との調整等について支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

25番（藤田宜三） 時間がなくなってまいりました。最後の鳥インフルエンザの土地の問題、ぜひとも協力をお願いしたいなというふうに思います。

最後の質問でございますけれども、カシノナガキクイムシのその後ということでございますけれども、これは要は簡単に言いますと、常緑広葉樹のマツクイムシというふうに表現させていただくのが一番わかりやすいかなというふうに思っております。要は広葉樹に穴をあけて、そこへ虫が入りまして、その虫がナラ菌だとか酵母菌を繁殖させて、そのものを幼虫が食べて増えていくと、こういう虫でございます。

これはタイプが二つあるんですが、その分布図でございますけれども、（パネルを示す）これがこの間の三重県における確認されている状況でございます。このあたりが1999年に確認をされ、そして、この範囲が2009年にかけて確認をされた。色の濃いところが2010年から2011年、去年から今年にかけて確認をされておるといふ図でございます。こっち側は実は落葉性の木に対して生えるタイプの虫でございます。こちらが常緑のほうの木に生えるタイプでございます。同じ虫なんですけど、もしかすると品種が違うというふうに言われております。

これがどんなふうになるかという話なんですけれども、前回質問をさせていただきましてときに、常緑樹のほうは実は枯れるまでといたしますか、枯れ

ないんだというお答えをいただきました。ところが、実際は、これ、（パネルを示す）完全に枯れておりまして、ウバメガシでございます。このあたりも枯れております。特に細い木には入らないんですよというようなお話をいただきましたし、入っても枯れることはないんだよということでございましたので、それはそれで仕方がないのかなというふうに思っておりましたが、実際現場へ行きますとこういう現象が起こっております。

知事も三重県の観光というものを大変重要視していただいております。伊勢志摩の国立公園であるとか、あるいは熊野古道であるとか、自然環境を売り物にした地域がたくさんございます。そんな中でこういう現象がどんどんどんどん起きてくる。特に常緑の場合は2年、3年かかって枯れるという状況でございます。それが時限爆弾のように進んでいくということを大変私は危惧いたしております。

先ほど地図を見せましたが、確認をされている地域はあの範囲でございますけれども、実際、統計的に出てくる面積は平成19年に4.2ヘクタール、平成20年に2.3ヘクタール、平成21年で2.4ヘクタールという非常に狭い面積の数字しか出てきません。ところが、実態は、先ほどスライドでお見せしたように、確実に進んできているのではないかなと、こんなふうに思うわけでございます。

ことは国際森林年でございます。そういう意味でもう一度この常緑樹のカシノナガキクイムシの食害についてぜひとも調査だけでもしていただけないかな、こんな要望をさせていただいて、そして、この三重県が持つ本当に財産としての自然、これをぜひともうまく活用をしていっていただきたいな、こんなふうに思うわけでございます。これは要望にとどめておきますけれども、先ほどの写真を見ていただいて、観光立県を目指す知事として感想がございましたら一言だけいただければありがたいなと。時間がございませんが、一言だけいただければありがたいなと。

副議長（中村進一） 簡潔にお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 実際に、私、実態を見たことがなかったもので、今回スライドを見せていただいて、現状のほんの一端であると思えますけれども、見させていただきました。早期発見と対応というのが必要だと思いますので、今議員からありました調査については担当部とよく議論して検討したいと思います。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

25番（藤田宜三） 時間が参りましたので、これは終わらせていただきます。本当にありがとうございました。また、時間がなくて大変皆さんには御迷惑をおかけいたしました。申しわけありませんでした。ありがとうございました。（拍手）

副議長（中村進一） 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

副議長（中村進一） 着席のまま暫時休憩いたします。

午後3時5分休憩

午後3時6分開議

開 議

議長（山本教和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委 員 長 報 告

議長（山本教和） 日程第2、議案第22号及び議案第23号を一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から、順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

中森博文政策総務常任委員長。

〔中森博文政策総務常任委員長登壇〕

政策総務常任委員長（中森博文） 御報告申し上げます。

政策総務常任委員会に審査を付託されました議案第23号工事請負契約の変更について（三重県伊勢庁舎本館等建築工事）につきましては、去る9月27日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、本委員会において特に議論のありましたことについて申し述べます。

伊勢庁舎本館等建築工事については、設計時に想定していた支持地盤の深さが一部において大きく異なっていたことにより、工事請負契約の変更が必要となりました。今後は、技術的な面も含め、費用対効果に十分配慮するよう、関係部局と連携の上、慎重に対応されることを要望します。

以上、御報告申し上げます。

議長（山本教和） 岩田隆嘉予算決算常任委員長。

〔岩田隆嘉予算決算常任委員長登壇〕

予算決算常任委員長（岩田隆嘉） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第22号平成23年度三重県一般会計補正予算（第7号）につきましては、去る9月27日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会における審査の過程において特に議論のありましたことについて申し述べます。

当該議案は、平成16年2月に四日市市尾平町地内で発生した事案について、名古屋高等裁判所の控訴審判決で支払いを命じられた賠償金及び遅延損害金5034万9000円が計上されたものです。無実の県民が死亡するという重大な事実にかんがみ、このまま賠償金等の支払いを行うことについては県民からの信頼を損ねるものと考えられます。県当局においては、被害者及び遺族に謝罪の意を明らかにすること及び責任を持って再発防止に取り

組むことを強く要望します。

以上、御報告申し上げます。

議長（山本教和） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採 決

議長（山本教和） これより採決に入ります。

議案第22号及び議案第23号の2件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山本教和） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

お諮りいたします。ただいまの議案第22号の可決に伴い、計数を整理する必要が生じたので、会議規則第35条の規定により、議案第22号に係る計数の整理を議長に委任されたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本教和） 御異議なしと認めます。よって、計数の整理は議長に委任することに決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

議長（山本教和） お諮りいたします。明30日から10月17日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本教和） 御異議なしと認め、明30日から10月17日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

10月18日は、定刻より本会議を開きます。

散 会

議長（山本教和） 本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時 11 分散会